

始

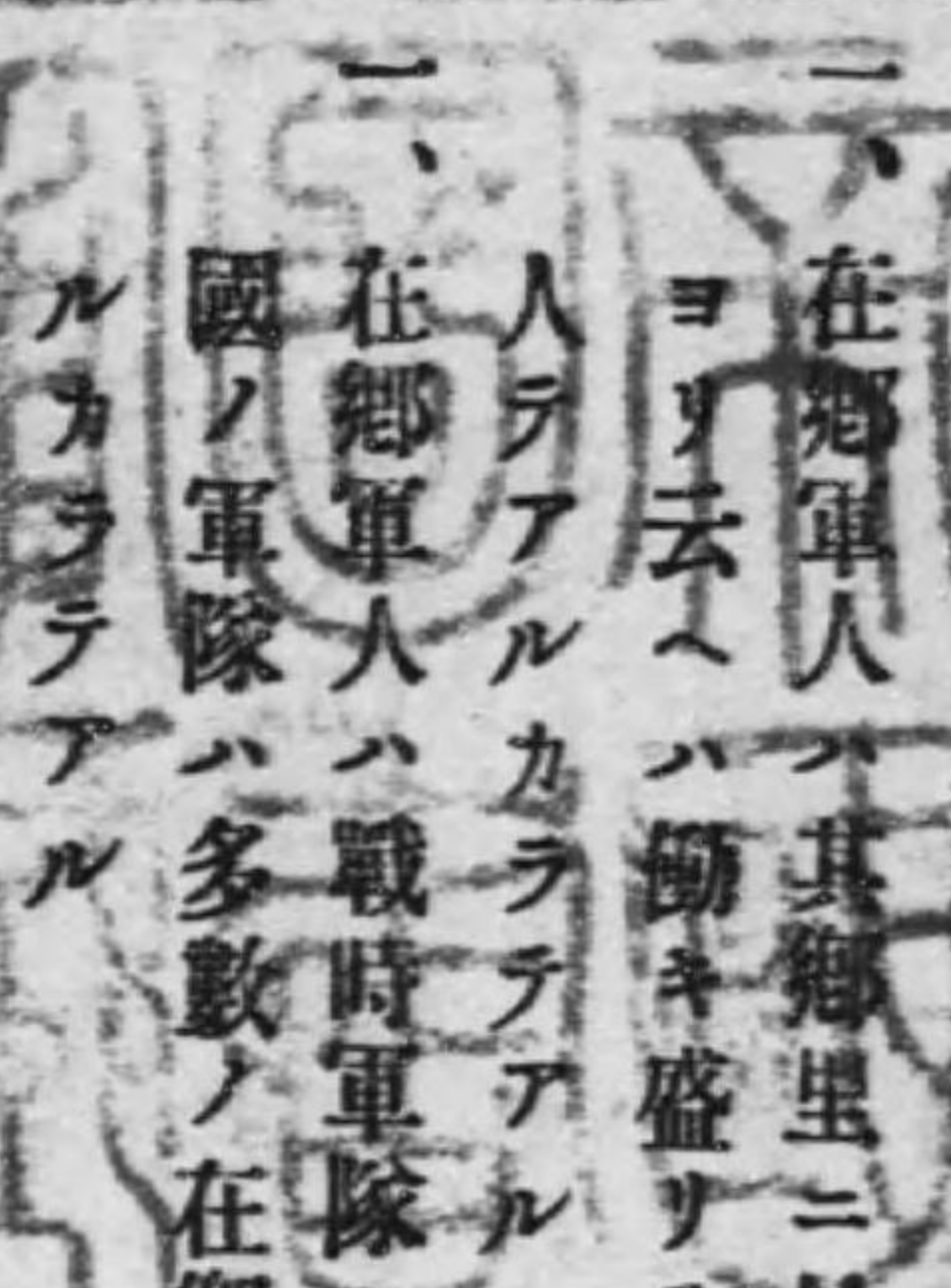




皇 室

人皇第百二十二代 今上天皇 御名 嘉仁 明治天皇第三皇子	御降誕 明治十二年八月三十一日	皇 族 伏見宮
皇后宮 御名 節子 故從一位大勳位公爵 九條直季第四女	御踐祚 明治四十五年七月三十日	有栖川宮
皇太后宮 御名 美子 故從一位一條忠季第三女	御生誕 明治十七年六月二十五日	東伏見宮
皇太子 御名 裕仁 第一皇子	御入内 明治三十三年五月十日	北白川宮
聰子内親王 泰宮 明治天皇第九皇女	御生誕 嘉永三年五月廿八日	竹田宮
雍仁親王 淳宮 第二皇子	御生誕 明治三十四年四月廿九日	久邇宮
宜仁親王 光宮 第三皇子	御生誕 明治三十五年六月廿五日	梨本宮
	御生誕 明治二十九年五月十一日	朝香宮
	御生誕 明治三十四年四月廿九日	東久邇宮
	御生誕 明治三十五年六月廿五日	華頂宮
	御生誕 明治三十八年一月三日	山階宮
		賀陽宮
		小松宮

在郷軍人訓編纂ノ趣旨



一、在郷軍人ハ其郷里ニ於ケル勢力ノ中心テアル何故カレハ年齢ヨリ去ヘハ働キ盛リテアリ身体ハ頗ル強健テ人テアルカラテアル

二、在郷軍人ハ戰時軍隊ニ於ケル威力ノ中心テアル何故ナレハ我國ノ軍隊ハ多數ノ在郷軍人ニ少數ノ現役兵ヲ加テ軍ヲ編成スルカラテアル

斯ノ如ク在郷軍人ノ任務ハ重大ナリ故ニ行住座臥精神ノ修養ヲナシ練習ヲ練リ在營間ノ經驗ニヨリテ職業ニ精勵シ併キ軍事ノ智識ヲ増進シ且ツ青年子弟ヲ導カサルヘカラス諸子カ在營間受ケタル教育ノ根本並ニ在郷軍人會ノ目的ハ實ニ茲ニアリ

然ルニ一度歸郷スレハ監視監督スル上官ナキテ以テ往々社會ノ俗習ニ染ミ漸次軍人精神ヲ減退スルカ如キハ國家力多大ノ經費ヲ擲テ軍隊ヲ常設スル趣旨ニ反ス然レトモ一面ヨリ考フレハ歸郷後一家一身ノ處世ヲ訓フヘキ適當ナルモノナキ爲メ遂ニ本領ヲ忘却シ時ニ主我ノ行爲ニ陥リ時ニ世俗ニ傳染スルカ如シ故ニ茲ニ本書ヲ編テ以上ノ要求ノ一部ヲ滿サント

27.

然レ共在郷軍人ノ本分ヲ全フシ淳朴ナル國民トナルカ爲メニ訓ユヘキ事項ハ其範圍頗ル大ニシテ本小冊子ノ載セ盡シ得ル所ニアラサレト成ルヘク精ヲ抜キ諸子ノ修養ヲ主トシ後進ノ子弟訓育ノ資材トナルヘキ事項ヲ網羅セリ庶幾クハ責任重大ナル在郷軍人諸子思ヒテ在營起居ノ間ニ聽セ以テ 陛下ノ股肱タルヘキ本分ヲ盡シ善真ナル國民トナルニ勵メラレンコトヲ

本書ハ素ヨリ完全ナルモノニアラス故ニ將來軍隊教育者諸彦並ニ地方ニ於ケル一般人士各位ノ教ヲ俟テ改訂増補ヲ施スニ吝ナラス又本書ニ記載スル事項ハ通俗ナルアリ原文其儘ナルモノアリ之レ曲解ヲ避ケンカ爲ナリ乞フ之レヲ諒セヨ

大正元年八月

帝國在郷軍人會豊橋支部

目次

皇室及皇族

大正元年ニ賜ハリシ勅語

大正元年陸海軍人ニ賜ハリシ勅諭

明治十五年陸海軍人ニ賜ハリシ勅諭

教育勅語

明治三十八年戰役終局ニ際シ賜ハリシ詔勅

明治三十七八年戰役終局ニ際シ軍人ニ賜ハリシ勅語

明治四十一年賜リシ詔書

讀法

◎在郷軍人ハ我國ノ社會カラ重要ナルモノテアルト認メラレテ居ル理由……………一頁

◎在郷軍人ノ爲國家ハ如何ナル措置ヲ採ツテ居ルカ……………四頁

◎在郷軍人ハ如何ニシタナラハ本
分ヲ全フスルコトカ出來ルカ

第一章	在郷軍人ハ如何ナル場合ニ 願届ヲ出サテハナラヌカ	七頁
第二章	在郷軍人ノ服役ハ何年ナルカ	十五頁
第三章	召集ニ就テノ心得	二十三頁
第四章	精神ノ修養	三十九頁
第五章	身体ノ强健	百五十一頁
第六章	自己ノ特權ヲ尊重セヨ	百六十三頁
第七章	戰時ノ心得	百八十一頁
第八章	現行法規ノ摘要	二百二十一頁
附 錄		二百八十一頁
在郷軍人會ノ歌及譜		三百十一頁

勅 語

(大正元年七月廿一日下賜)

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠タスヘカラス
國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内
治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ
蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其
ノ盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサ
ル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵
ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業
ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕
ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體

シ朕カ事ヲ獎順セヨ

陸海軍人ニ賜ハリシ勅諭

(大正元年七月
卅一日下賜)

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方
リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇考曩キニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之
ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ
征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ
朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタ
ル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹
述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ
汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ身ニ効シ愈々奉
公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ

伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇
謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

陸海軍人ニ賜ハリシ勅諭

(明治十五年一
月四日下賜)

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所に在る昔神武天皇躬つ
から大伴物部の兵どもを率ゐ中國のまつろはぬものどもを討ち
平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千
五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も
亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて
は皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に
委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣
はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは
兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱

に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士共の棟梁たる者に歸し世の乱と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其悔をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初政夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大

義の重きを知れるか故にこゝろあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様ニ建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるるされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまいらする事を得るも得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるとに由るをかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永

く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし
朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいて
や之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰
かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の
固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國
の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人
にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せさ
る軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國
權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なる
ことを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々一途に已か自分の
忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せ
よ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮義を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至る
まで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級と
ても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すへきも
のり下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る
義なりと心得よ已か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論
停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上
級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず
公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇
に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若
軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一
致の和諧を失ひたらんには當に軍隊の蠱毒たるのみかは國家
の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へ

る所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらずむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信儀を重んずへし凡信儀を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信儀なくては一日も隊伍の中に交りてあらんと難かるへし信とは已か言を踐行ひ義とは已か分を盡すをい

ふなりされは信儀を盡さむと思はと始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信儀を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこりよけれ古より或は小節の信儀を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信儀を守りあたは英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み途には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄

に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一
たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し十風も兵氣
一も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例
を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂
ひて心安からぬは故に又之を訓ふるろかし汝等軍人ゆめ此訓
誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行は
んには一の誠心こゝろ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして
一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も
善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれ
は何事も成るものろかし況してや此五ヶ條は天地の及道人倫の
常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を
守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひ

なん朕一人の憐のみならんや

教育ニ關スル勅語

(明治二十三年十月三十日下賜)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ
美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ
存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ尊ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス

へキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ眷々服膺シテ咸其德ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ

成申詔書

(明治四十一年十月十三日下賜)

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其の福利を共にす朕は爰に益々國交を修め友義を惇し列國と共に永く其の慶に頼らむことを期す顧みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせむとする固より内國運の發展に須つ戦後日尙淺く庶政益々更張を要す宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誡め自疆息まざるへし抑々我か神聖なる祖宗の遺訓と我か光輝あ

る國史の成跡とは炳として日星の如し寔に克く恪守し淬礪の誠を輸さは國運發展の本近く斯に在り朕は方今の世局に處し我か忠良たる臣民の協翼に倚頼して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ爾臣民其れ克く朕か旨を體せよ

詔 勅

(明治三十八年十月十六日、日露戦争終局ニ際シ國民一般ニ下賜)

朕東洋の治平を維持し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し夙夜怠らす以て皇猷を光顯する所以を念ふ不幸客歲露國と釁端を開くに至る亦寔に國家自衛の必要已むを得ざるに出たり開戦以來朕か陸海の將士は内籌畫防備に勤め外進取出戦に勞し萬艱を冒して殊功を奏す任廷の有司帝國議會と亦善く其職を盡して以て朕か事を獎め軍國の經營内外の施設其緩急を愆ら

す億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任し以て費用の供給を豊にし舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり是れ固より我皇祖皇宗の威靈に頼ると雖抑亦文武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならずむはあらず交戦二十閱月帝國の地歩既に固く帝國の國利既に伸ぶ朕の常に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せんや嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊ひ平和を重んずるに出て日露兩國政府に勸告するに媾和の事を以てするや朕は深く其好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命じて其事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして始より交戦の目的たるものと東洋の治平に必要なものとは露國其要求に應じて以て和好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員の協定する所の條件を覽るに皆善

く朕か旨に副ふ乃ち之を嘉納批准せり朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て上は以て祖宗の靈靈に對へ下は以て丕績を後昆に貽すを得るを喜び汝有衆と其譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善隣の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せざるへからず惟ふに世運の進歩は頃刻息ます國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す偃武の下益々兵備を修め戰捷の餘愈々治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すへし勝に狃れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念從て生するか若きは深く之を戒めざるへからず汝有衆其れ善く朕か意を體し益々其事を勤め益々其業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ

勅語

(明治三十八年十月十六日)
陸海軍人ニ下賜

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕嚮に汝等に示すに軍人の精神たる訓規五箇條を以てし明治二十七八年戰役終るや深く邦家の前途を念ひ更に汝等に諭示する所あり爾來十閱年朕が陸海軍は世界の進運に伴ひ經校大に其歩を進めたり不幸にして客歲露國と釁を啓きしより汝等協力奮勵各々其任務に従ひ籌畫宜しきを得攻戰機を制し陸に海に曠古の大捷を奏し帝國の威武を宇内に宣揚し以て朕が望に副へり朕は汝等の忠誠勇武に頼り出師の目的を達し上は祖宗に對し下は億兆に臨み天職を盡すことを得たるを喜び深く其の戰に死し病に斃れ又は癘癘と爲りたる者を悼む朕今露國と和を媾す惟ふに我軍の名譽は帝國の光榮と共に更に

汝等の責務を重からしめ國運の隆昌亦汝等の努力に待つこと大なり汝等其れ能く朕が意を體し留りて軍隊に在るものと散して郷閭に歸るものこそを問はず常に朕が訓諭を服膺して朕が股肱たるの本分を守り益々勵精以て報効を期せよ

讀法

軍隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カル、モナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘラス
第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服從シ抗

抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ル、ノ所爲アルヘカサル事

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンシ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現任ノ耻辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サル

ニ至ルニ於テオヤ名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ特ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲スタメニ特ニ設ケラル、モノタルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ營ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シ決シテ違犯スヘカサルモノナリ

◎在郷軍人ハ我國ノ社會カラ重要ナル

モノテアルト認メラレテ居ル理由

一 將來ノ戰爭ニハ我國ノ軍隊ハ在郷軍人七分ト現役
軍人三分位ノ割合テ編成セラル、カ故ニ在郷軍人
ノ強弱ハ實ニ我國ノ消長ニ關係スルカラテアル
一 將來ノ戰爭ハ兵器築城交通機關カ發達シテ居ルカ
ラ頗ル靱強テ十數晝夜ヲ通シテ戰鬥ヲシナケレハ
ナラヌ此難ニ當ルハ在郷軍人テアルカラテアル
一 戰爭ノ勝利ヲ得ルニハ國民ノ後援ヲ受クルコトモ
頗ル必要テアル國民ノ後援ハ軍隊ノ事情ヲ能ク知
リテ始メテ出來ルモノテアル此媒介ヲスルモノハ

在郷軍人テアルカラテアル

一 毎年地方ヨリ澤山ノ現役兵力軍隊ニ入營スルカ此入營兵モ其父兄モ能ク軍隊ノ事情ヲ知リテ能ク三ツノ者カ合致シテ意志ノ疏通カ出來テ始メテ僅カ二年乃至三年テ軍隊教育ノ目的カ達セララル、ノテアル此媒介ヲナスモノハ在郷軍人テアルカラテアル

一 在郷軍人ハ一般ノ人ヨリモ二年乃至三年多ク軍隊ニ於テ精神体力ヲ鍛ヒ上ケ且ツ武技ヲ習ツタモノテアルカラ此在郷軍人カ在營間ノ事ヲ思ヒ出シ率先躬行平素各自ノ業務ニ精勵シタナラハ我カ國ノ

殖産興業ヲ發達セシメ富國トナスコトカ出來又我カ國ニ勤儉尙武ノ氣風ヲ向上セシムルコトカ出來ルカラテアル

以上ノ事ハ在郷軍人カ我國ニ於テ世ノ人ヨリ注目セララル、所以テアル而シテ在郷軍人ノ數ハ今ヤ三百余萬人アルカラ在郷軍人カ舉テ奮勵努力シタナラハ前ニ述ヘタルコトハ出來ルモノテアル諸子ハ斯ノ如キ重大ナル責任カ有ルカラ諸氏ノ行爲ハ善惡トナク其地方ノ青年及一般地方人民ノ手本トナルコトヲ忘レテハナラヌ

●在郷軍人ノ爲メ國家ハ如何ナル措置

ヲ採ツテ居ルカ

在郷軍人ハ前ニ述ヘタ如ク國家ニ必要ナルモノデア
ルカラ國家ハ次ノ如ク在郷軍人ヲ取扱テオル

- 一 徵兵令
- 一 服役令
- 一 召集條例
- 一 兵籍規則
- 一 補充令
- 一 陸軍懲罰令
- 一 陸軍刑法

及之レニ屬スル條

規ニ依テ在郷軍人

ヲ律裁シ且ツ

在郷軍人會

勤務演習

簡閱點呼

アリテ社會ノ進運ニ伴

ヒ益々發達進歩セシメ

ツツアリ

故ニ在郷軍人ハ是等ノ趣旨目的ヲ了解シテ自己ノ本
分ヲ盡シ且ツ淳朴ナル國民トナラナケレハナラヌ

●在郷軍人ハ如何ニシタナラハ本分ヲ

全フスルコトカ出來ルカ

前說ニヨリ在郷軍人カ如何ニ社會カラ注目セラレテ
居ルカト云フコトヲ知り又國家カラ如何ニ取扱ハレ
テ居ルカト云フコトヲ知ツタナラハ今度ハ在郷軍人
カ如何ニ心掛クレハ此囑望ニ應シ得ヘキカト云フ
即チ在郷軍人ノ本分ヲ完スルコトカ出來ルカヲ知ラ
ナケレハナラヌ之レヲ訓ユルハ本書ノ目的デアル以

露光量違いの為重複撮影

下章ヲ逐テ詳細ニ述ヘントス

6
下章ニ逐テ詳細ニ述ヘントス

第一章
在郷軍人ハ如何ナル場合ニ願届テ出サテハ
ナラヌカ

第一章

在郷軍人ハ如何ナル場合ニ願届ヲ

出サテハナラヌカ

在郷軍人ハ何時召集セラル、ヤモ量リ難シ之レカタメニ陸軍ノ法規
ニテ届出或ハ願出ヲナサルヘカラサルコトヲ規定セラレテ居ル即
チ左ノ如シ

注意

願届ノ様式ハ在郷軍人ノ便宜ヲ計リ聯隊區司令部ニ於テ規定シテ
各町村ニ配布シテ依テ左記ノ事項ニ該當シタルトキハ直チニ役
場ニ至リ指示ヲ受クヘシ

左記表中〇印ハ願届ヲ要スルモノナリ
（例令ハ寄留地ニ勤務演習許可ヲ受ケ
ントスルトキハ三月三十一日迄ニ本
籍地ニ願出
ツルカ如シ）

傷疾(疾病)ニヨリ休職中ノ者全癒シタルハ	○
服役繼續ヲナサントスル時	○
船員トナリタルトキ	○
疾病犯罪所在不明等ノ爲簡閱點呼ニ參會スル能ハサルハ	○
寄留地ニ於テ簡閱點呼參會許可者右ニ當スルハ	○
本籍地、身分關係、生年月日、父母、祖父母、兄弟、姉妹、子等ニ異動ヲ生シタルトキ	○
本籍地身分關係生年月日等ニ異動ヲ生シタルトキ	○
養子縁組ヲナシタルトキ	○
養子縁組ヲナシタルトキ	○
舊籍地へモ差出スハ所管外ニシテ身分異動ノ場合ニ限	全右
一ヶ月以内ニ	全右
十四日以内ニ	全右
滿期一ヶ月マテニ	全右

分家シタルトキ	○
婚姻シタルトキ	○
離婚及妻ノ死亡シタルハ	○
叙位、叙勲、任官等ノ辭令ヲ受ケタ	○
恩給證書ヲ受ケタルトキ	○
軍隊手牒(補充兵證書現役兵證書)再下附ヲ受ケントスルハ	○
充員召集及演習召集ヨリ歸郷シタルハ	○
現役ニ服セントスルトキ	○
ル十四日以内ニ	全右
一月以内ニ	全右
全右	全右
全右	全右
全右	全右
全右	全右
其都度	全右
全右	全右
全右	全右

一關東洲ニアル者ノ注意スヘキ件

豫備役後備役又ハ補充兵役ニ在ル者ニシテ關東洲内ニ居住シ又ハ關東洲外ニ轉住シタルトキハ所轄民政署ニ届出スヘシ

一臺灣ニアル者ノ注意スヘキ件

豫備役後備役將校全相當官、准士官及下士、暇休兵豫備役後備役兵卒、補充兵ニシテ陸軍服役令ニヨリ本嶋ニ於テ勤務演習應召ヲ許可セラレタルトキ又ハ許可後轉寄留等ノ異動ヲ生シタルトキ若クハ十四日以上旅行セントスルトキ及返着ノトキハ所轄廳ヲ經テ届出スヘシ

豫備役後備役又ハ補充兵役ニ在ル者ニシテ關東洲内ニ居住シ又ハ關東洲外ニ轉住シタルトキハ所轄民政署ニ届出スヘシ

一臺灣ニアル者ノ注意スヘキ件

豫備役後備役將校全相當官、准士官及下士、暇休兵豫備役後備役兵卒、補充兵ニシテ陸軍服役令ニヨリ本嶋ニ於テ勤務演習應召ヲ許可セラレタルトキ又ハ許可後轉寄留等ノ異動ヲ生シタルトキ若クハ十四日以上旅行セントスルトキ及返着ノトキハ所轄廳ヲ經テ届出スヘシ

第二章 在郷軍人ノ服役ハ何年ナルカ

其一、下士ノ服役

其二、兵卒ノ服役

其三、服役年額ノ計算

其四、服役繼續及現役志願

第二章 在郷軍人ノ服役ハ何年ナルカ

諸子ノ大部分ハ現役ヲ終レリト雖モ現役ヲ終レハ既ニ國民ノ義務タル兵役ノ全部ヲ完フシタリト思フヘカラス即チ左ノ如ク諸子ハ永キ年月間兵役ニ服サ、ルヘカラス亦未入營兵ノ諸子ハ一層自己ノ服役ニ就テ注意スルヲ要ス

其一 下士ノ服役

下士ノ服役ハ現役、豫備役及後備役トス

一、下士ノ現役期限ハ左ノ如シ

イ、憲兵科下士ハ前服役年月ヲ通算シ六年

ロ、歩、騎、砲、工、輜重兵科下士縫工長靴工長及衛生部下士ハ徵集年ノ十二月ヨリ起算シ四年

- ハ、砲兵諸工長及獸醫部下士ハ任官年ノ十二月ヨリ起算シ三年
- ニ、計手ハ計手ニ任セラレタル年ノ十二月ヨリ起算シ二年
- ホ、豫備役、後備役下士ニシテ再ヒ現役ニ服シタル者並ニ歸休又ハ豫備役後備役ノ上等兵及之レト同等階級ノ兵卒ニシテ現役下士ト爲リタル者ハ前各號ノ規定ニ拘ハラヌ再入隊ノ年ノ十二月ヨリ起算シ二年
- 志願ニ依ラスシテ兵卒ヨリ下士ニ任セラレタル者ハ前各號ノ規定ニ拘ハラヌ徵集年ノ十二月ヨリ起算シ三年
- 一、下士ノ豫備役服役期間ノ終期ハ任官ノ年ノ十二月ヨリ（志願ニ依ラスシテ兵卒ヨリ下士ニ任セラレタルモノハ徵集年ノ十二月ヨリ）起算シ七年四月ニ滿ル日トス
- 一、下士ノ後備役服役期間ノ終期ハ前項ト同様ノ起算法ニ依リ十七年四月ニ滿ル日トス但シ補充兵出身ノ者ハ前服役ヲ通算シテ

- 十二年四月ニ滿ツル迄トス
- 一、下士ニシテ後備役ヲ終リタルモノハ第一國民兵役ニ編入ス
- 其二 兵卒ノ服役
- 兵卒ノ服役ハ常備兵役（分テ現役豫備役トス）後備兵役補充兵役第一國民兵役第二國民兵役トス
- 一、兵卒ノ現役期限ハ左ノ如シ
- イ、歩、騎、砲、工、鐵道電信及氣球兵共輜重兵看護卒縫工卒靴工卒ハ三年但シ歩兵、看護卒、電信隊兵ハ通常二年在營ノ後歸休セシム
- ロ、憲兵上等兵ハ前服役ヲ通算シテ六年
- ハ、警備隊兵ハ三年但シ一年在營ノ後歸休セシム
- ニ、輜重輸卒ハ二年四月但シ三ヶ月在營ノ後歸休セシム
- 一、兵卒ノ豫備役期間ハ四年四月トシ現役ヲ終リタルモノ之レニ服ス但シ現役三年ヨリ短カク若クハ長キ兵種ニアリテハ現役ヲ

通シテ七年四月迄トス

- 一、後備役ハ十年トシ豫備役ヲ終リタルモノ之ニ服ス但シ七年四月
月以上常備兵役ニ服シタルモノハ前服役ヲ通算シテ十七年四月
ニ満ルマテトス

一、補充兵役ハ十二年四月トス

- 一、第一國民兵役ハ後備兵役ヲ終リタルモノ及召集セラレタル補充
兵ニシテ其役ヲ終リタルモノ其他常備後備ノ役又ハ豫備後備ノ
役ヲ免セラレタルモノ之ニ服ス但シ滿四十歳迄トス

- 一、第二國民兵役ハ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ニシテ常備兵役
後備兵役補充兵役及第一國民兵役ニアラサル者之ニ服ス

其三 服役年期ノ計算

- 一、兵卒服役年期ノ計算ハ現役及豫備役ニアリテハ各其役ニ就ク年
ノ十二月一日(樞重輪卒ノ豫備年期ハ四月一日)ヨリ後備役ニア

リテハ其役ニ就ク年ノ四月一日ヨリ起算ス

- 一、下士兵卒現役中六年未滿ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ
逃亡シタルモノハ其刑期中又ハ逃亡中ノ日數ハ現役服役年期ニ
算入セス六年ノ懲役若クハ禁錮又ハ之ヨリ重キ刑ニ處セラレタ
ルモノハ兵籍ヲ除ク

- 一、下士兵卒豫備役後備役又ハ補充兵役中犯罪ノ爲メ又ハ正當ノ事
由ナクシテ召集ヲ缺キタル者其召集ヲ缺キタル年ハ服役年期ニ
算入セス

諸子ノ服役年期ハ右ノ如シト雖モ戰時又ハ事變其他必要ノ場合ニハ
其期間ヲ増加セラル

其四 服役繼續及現役志願

- 一、後備役下士ハ後備役滿期後引續キ再服役ヲ志願スルコトヲ得但
其服役ハ滿四十五歳トナル年ノ三月三十一日迄ヲ限トス

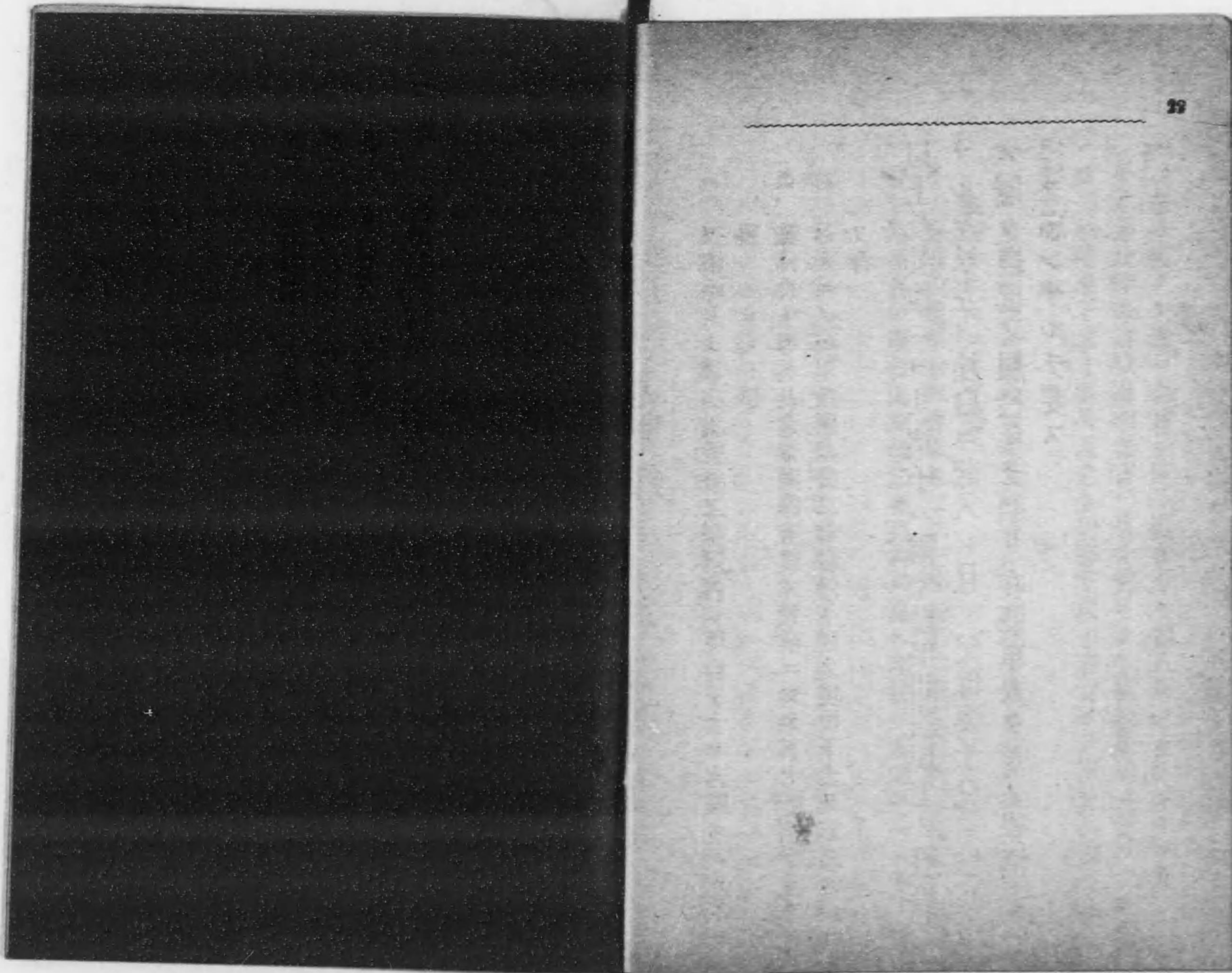
- 一、左ニ掲クル者ハ志願ニ依リ國民軍ニ編入セラル、コトヲ得
- イ、退役陸軍將校同相當官、准士官ニシテ國民兵役ニ在ラサル者
- ロ、元陸軍下士上等兵及之ト同等階級ノ者ニシテ國民兵役ニ在ラサル者
- 一、一度豫備役後備役ニ編入セラレタル者ト雖左ニ掲クルモノハ現役トナルコトヲ得
- イ、豫備役後備役軍曹伍長、二、三等計手、縫工長靴工長、二、三等看護長ハ現役滿期後二年以内ニ更ニ現役ヲ志願スルコトヲ得
- ロ、各兵科憲兵科ヲ除クノ豫備役後備役軍曹伍長ニシテ六年以上現役ニ服シタルモノハ現役滿期後二年以内ニ憲兵科ノ現役下士ヲ志願スルコトヲ得
- ハ、飯休中ノ上等兵及之レト同等階級ノ兵卒ニシテ下士適任證書

ハ、ヲ有スルモノハ退營後二年以内ニ現役下士ヲ志願スルコトヲ得

二、豫備役上等兵及之ト同等階級ノ兵卒ニシテ下士適任證書ヲ有スルモノハ現役滿期後二年以内ニ於テ現役下士ヲ志願スルコトヲ得

以上及其他ニヨリ諸子ハ爾今幾年間法規上ノ服役年アルヤヲ左ノ餘白ニ記入シ且ツ父母妻子兄弟姉妹ニハ屢々自己ノ服役年ヲ語り在郷軍人タルノ覺悟ト心得ヲ忘レサルヲ要ス

露光量違いの為重複撮影



第三章 召集ニ就テノ心得

- 其一、充員召集ノ心得
- 其二、勤務演習ノ心得
- 其三、簡便點呼ノ心得

第二章 召集ニ就テノ心得

- 一、召集ハ市町村役場ヨリ諸子ニ令狀ヲ與ヘラル而シテ令狀受領者ノ注意スヘキコト及應召スル諸子ニ必要ナルコトハ其令狀ノ裏面ニ記載シアルヲ以テ特ニ注意スヘシ
- 二、鐵道或ハ船舶ノ便アル所ハ令狀ト共ニ市町村役場ヨリ乗車證（乗船證）ヲ下附セラル此使用ノ心得左ノ如シ
 - 一、其證券ハ召集令狀、證書補充兵ニテハ令狀其他入營入隊ヲ證明スヘキ文書ニ添ヘ普通賃金ノ半額ト共ニ發車驛ニ差出スモノトス
 - 一、其證券ハ發行者ニ於テ所要ノ記入ヲ爲シ附與セラル但シ驛名ハ乗車本人ヲシテ記載セシムルコトヲ得
 - 一、其證券ハ官私鐵道ノ外鐵道附帶ノ連絡船ニ乗船スル場合ニモ之ヲ使用スルコトヲ得但シ乗船中ノ食料ハ旅行者ノ自辨トス
 - 一、其證券ハ他人ニ讓リ渡スコトヲ禁ス

- 一、其證券ニ記入ノ文字ハ總テ鉛筆ヲ用ユヘカラス又記入ニ際シ其文字ヲ抹殺改書シタルキハ記入者ニ於テ消印スルモノトス
- 三、陸軍召集旅費ハ應召員召集部隊(令狀ニ記載シアリ)ニ到着後該部隊ニ於テ支給ス

但簡閱點呼ハ旅費ヲ支給セス

- 平素ノ心掛惡ク或ハ不注意ノ爲メ旅費ノ前渡ヲ受クルニ非ラサレハ召集ニ應スルヲ能ハサル者ノ召集旅費ハ現住地市町村(市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ市町村ニ准スヘキモノ)ニ於テ繰替支給セラルト雖モ軍人トシテ最モ不名譽ノ事ナリ
- 四、軍人軍屬旅行途上發病シタルトキ其他患者ノ治療上必要アルトキハ便宜ノ衛戍病院ニ於テ之ヲ収容治療セラル

其一 充員召集ノ心得

- 一、充員召集令狀ヲ受クル時ハ仮令父母妻子カ如何程病氣ニ惱ミ生

活ニ困難スルモ決シテ躊躇スル事ナク直チニ召集ニ應スヘシ是レ則チ 陛下股肱ノ臣タル軍人ノ本分ナリ

- 一、充員召集ニ際シ父母妻子ノ愛情ニ迷ヒ召集ノ期ニ後レ不應ノ事アル時ハ不忠不孝ノ極ニシテ男子ノ恥辱ナリ子々孫々ニ至ル迄此ノ汚名ハ雪ク能ハス

- 一、諸子ハ何時充員召集令狀ヲ受クルモ差支ナキ様常ニ心掛ケ尙ホ左ノ如キ充員用具袋ヲ準備シ置クヘシ

充員用袋ノ入組品次ノ如シ

- 1、貯金通牒 少クモ二圓

其以上ハ貧富ノ程度ニ應シ各自ノ心掛ニ委ス

- 2、軍隊手牒、勳章、記章、適任證書、修業證書

- 3、私服結束ノ爲メ風呂敷、麻繩、住所氏名ヲ記シタル木札、留守擔當者ノ姓名札

- 4、其他應召ノ旅行ニ要スル帽鞋等各自必要ト認ムルモノ

一、充員用袋ヲ整ヘ置クハ實ニ在郷軍人ノ嗜ナリ而シテ之ヲ成ルヘク家族ノ常ニ目ニ着キ易キ處ニ掛ケ置クヲ可トス何トナレハ自分ハ勿論妻子並ニ他人ニ至ル迄軍人の覺悟ノ周到ニシテ而カモ勇壯ナルヲ知ラシムルニアリ

以上ノ如キ覺悟ト行爲ハ軍人獨特ノ美德ニシテ又大ニ名譽ト心得フヘシ

一、充員召集令狀ヲ本人ニ代リ受領シタル者ノ心得

イ、本人不在ノ時ハ召集通報人召集通報人不在ノ時ハ其戸主又ハ家族中家事ヲ擔當スル者ハ左ノ取扱ヲナスヘシ

ロ、令狀ヲ受取リタル日直ニ月日時刻ヲ記入記名捺印ノ上使丁ニ交付スヘシ

ハ、先ツ確實迅速ナル方法ヲ以テ召集部隊到着地及到着日時ヲ本人ニ通報シ速ニ令狀ヲ交付スルノ手段ヲ取ルヘシ

二、犯罪又ハ所在不明等ノ爲令狀ヲ交付スルコト能ハサル者若クハ其虞アル時ハ令狀受領後二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ニ令狀ヲ添ヘ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ

一、應召員ノ心得概テ左ノ如シト雖モ交付セラレタル令狀ノ裏面ヲ再三熟讀スヘシ

イ、令狀及自印並ニ充員用袋ヲ携帯スヘシ此際一應内容品ヲ點檢スヘシ

ロ、出發ニ際シ留守擔當者ヲ定メ召集部隊ニ到着ノ上其住所氏名ヲ届出ヘシ

ハ、召集ノ通報ヲ受ケ指定ノ日時ニ到着スルコト能ハサル者ハ所在地ノ憲兵又ハ警察官吏ニ其通報ヲ受ケタル日時及出發日時ノ證明書ヲ受ケ到着ノ上召集事務所ニ届出ヘシ

- 二、傷痍疾病ノ爲メ應召スルコト能ハサル時ハ醫師ノ診斷證書交通遮斷離隔若クハ停留ヲ命セサラレタルキハ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ニ令狀ヲ添ヘ二十四時間以内ニ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ
- ホ、前項ノ事故止ミタル時ハ直ニ本籍地市町村長ニ届出其出發スヘキヤ否ヤノ指揮ヲ受クヘシ
- ヘ、應召途中傷痍疾病ニ罹リ到着日時ニ遅ル、虞アルトキハ直ニ診斷書ヲ添ヘ召集部隊長ニ届出ヘシ其他ノ事故ノ爲遅延スル虞アルキハ其地ノ郡市町村長憲兵警察官吏船長又ハ驛長ノ證明書ヲ受ケ到着ノ上召集事務所ニ届出ヘシ
- ト、非常事變ニ依リ交通遮斷シタル時ハ最寄部隊長ニ届出スヘシ若シ部隊ナキ地ニ在テハ郡市町村長憲兵警察官吏ニ届出ヘシ
- チ、到着期日ニ遅レ召集事務所閉鎖サレアルキハ直ニ召集部隊ニ

參着スヘシ

其二 勤務演習ノ心得

- 一、在郷軍人ハ鍛ヒ上タル日本刀ト同様ナリ永キ月日ノ間手入ヲナサ、レハ錆、曇ノ出サルニモ限ラス勤務演習ハ此錆ヤ曇ヲ砥石ニテ研キ油ヲ注キ益々軍人精神ヲ磨キ有事ニ備フル爲ナリ
- 一、勤務演習中ハ能ク軍紀風紀ヲ守リ一層熱心ニ精勵シテ現役兵ノ模範トナラサルヘカラス
- 一、勤務演習中ノ不軍紀不熱心等ノ爲現役兵ニ惡習慣ヲ與ヘタリトノ講評ヲ受クル如キハ實ニ在郷軍人ノ最大恥辱ナリ
- 一、町村長ハ召集前ニ應召者ノ在郷中ノ成績ヲ部隊ニ通報シ召集中ノ成績ハ其部隊ヨリ聯隊區司令部ヲ經テ自己ノ町村長ニ通報セラル
- 一、演習召集相當年次及日數左ノ如シ但シ左表ハ目下實施セラレア

ル定期演習召集ノ規定ニシテ必要ニ際シテハ臨時ニ演習召集セ
ラレ或ハ日數ヲ増加セラル

(下士)

種	類	年	次	日	數
豫備役各兵科	其役ニ入リタル翌々年召集 シ之レヨリ隔年	概三週	間		
後備役各兵科	其役ニ入リタル年ヨリ第二 第五年目	概二週	間		
各部 下士	各役間一回				

(兵卒)

區分	豫備役		後備役		補充兵役	歸休兵
	年次	日數	年次	日數		
步兵	第二、第三、第四、第六年	概三週	第三、第六年	概二週		

備考	衛生部 衛生部 衛生部 衛生部	輜重兵	工兵	重砲兵	野山砲兵	騎兵	
						第三年	概三週
一 已教育補充兵歩兵ハ補充兵砲工兵ニ準シテ召集ス 二 本表ノ一二等看護卒ハ四十年以前ノ徵集ニ係ルモノニシテ四十一年以 降ノ徵集者ハ上等看護卒ト同様ニ召集セラル	同右	同右	同右	同右	同右	第三年	概三週
	同右	右	同右	同右	同右	第三、第六年	概二週
	同右	同右	同右	同右	同右	第三、第六年	概三週
	同右	同右	同右	同右	同右	第三、第六年	概二週
	同右	同右	同右	同右	同右	第三、第六年	概三週
	同右	同右	同右	同右	同右	第三、第六年	概二週

一、諸子ハ自己ノ召集相當年ニ至レハ何月ヨリ何日間召集セラル、
カラ役場或ハ分會事務所ニテ承知シ置クヘシ

一、演習召集中給料ハ左ノ如シ故ニ諸子ハ平素貯蓄シテ召集間ニ家
族カ他人ノ厄介ニナラサル様注意セサルヘカラス

曹長並相當官 月額 五圓七十錢

軍曹並相當官 同 三圓六十錢

伍長並相當官 同 二圓十錢

上等兵並同級 同 一圓八十錢

樂手 補 同 三圓三十錢

一二等卒補充兵 同 一圓五十錢

一、演習召集令狀ヲ本人ニ代リ受領シタル者ノ心得

イ、令狀ヲ受取リタル日直ニ月日時時刻ヲ記入記名捺印ノ上使丁ニ

交付スヘシ

ロ、本人不在ノ時ハ召集通報人召集通報人不在ノ時ハ其戸主又ハ
家族中家事ヲ擔當スル者ハ左ノ取扱ヲナスヘシ

ハ、犯罪又ハ所在不明等ノ爲令狀ヲ交付スルコト能ハサル者若クハ
其虞アル時ハ令狀ヲ受領シタル者ヨリ到着日時迄ニ憲兵又ハ
警察官吏ノ證明書ニ令狀ヲ添へ聯隊區司令官ニ宛テタル届書
ヲ本籍地市町村長ニ差出スシ

一、應召員ノ心得概テ左ノ如シト雖モ尙交付セラレタル令狀ノ裏面
ヲ熟讀スヘシ

イ、出發ニ際シ携帯スヘキ物品、1、召集令狀、2、軍隊手牒

3、勳章記章、4、印章及風呂敷、5、適任證書及修業證書

6、在郷中ニ受ケタル賞狀等

ロ、召集通報ヲ受ケ指定ノ日時ニ到着スルコト能ハサル者ハ所在
地ノ憲兵又ハ警察官吏ニ其ノ通報ヲ受ケタル日時及出發日時

ノ証明書ヲ受ケ到着ノ上届出スヘシ

ハ、傷痍疾病ノ爲メ應召スルコト能ハサル時ハ醫師ノ診断書ニ令狀ヲ添エ到着日時迄ニ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ヲ本籍地市町村長（寄留地ニ於テ召集ニ應スル許可ヲ受ケタルモノハ寄留地市町村長以下同シ）ニ差出スヘシ

ニ、前項ノ事故止ミタル時ハ直ニ本籍地市町村長ニ届出テ其出發スヘキヤ否ヤノ指揮ヲ受クヘシ

ホ、應召途中傷痍疾病ニ罹リ到着日時ニ遅ル、虞アルキハ直ニ診断書ヲ添へ召集部隊長ニ届出ツヘシ其他ノ事故ノ爲遅延スル虞アル時ハ其地ノ郡市町村長憲兵警察官吏船長又ハ驛長ノ證明書ヲ受ケ到着ノ上届出ツヘシ

其三 簡閱點呼ノ心得

一、簡閱點呼ハ在郷軍人ノ檢閲シ軍人精神ヲ發揚スルニアリ依テ其

成績ノ良否ハ國軍ノ強弱ヲトシ得ラルモノナリ

一、簡閱點呼ニ於テ主トシテ査閲セラルハ軍人精神ノ維持如何及身体ノ強弱ナリトス而シテ精神ハ平素ノ行動ト現場ニ於ケル言語動作、服裝ニ依テ觀察セラル

一、言語、動作ハ在營當時ノ事ヲ思ヒ起シテ最モ活潑ニ元氣ヨクナスヘシ服裝ハ身分相應ノ晴着ヲ正シク着スヘシ（尙服裝ノ注意ハ第四章ニ就テ見ルヘシ）

一、簡閱點呼ニ際シ無届不參又ハ遅刻等ヲ爲スカ如キハ軍人精神ノ失セタル者ナリ

一、本人ニ代リ令狀ヲ受領シタル者ノ心得

イ、令狀ヲ受取リタル片ハ直ニ月日時刻ヲ記入シ記名捺印（花押又ハ拇印）ノ上使丁ニ交付スヘシ

ロ、本人不在ノ時ハ召集通報人（召集通報人不在ノ時ハ其戸主又

- ハ家族中家事ヲ担当スル者ハ左ノ取扱ヲナスヘシ
- ハ、速ニ本人ニ點呼令狀ヲ交付スルノ手段ヲ取ルヘシ
- ニ、犯罪又ハ所在不明等ノ爲令狀ヲ交付スル事能ハサルトキハ令狀ヲ受領シタルモノヨリ參會日時迄ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ニ令狀ヲ添へ簡閱點呼執行官ニ宛テタル届書ヲ市町村長ニ差出スヘシ
- 一、參會者ノ心得概テ左ノ如シト雖モ尙令狀ノ裏面ヲ見ルヘシ
- イ、參會者ニシテ軍服ヲ所持スル者ハ之ヲ着用シ所持セサルモノハ可成洋服若クハ羽織袴ヲ着用シ華美ニ流レサルヲ要ス但シ借り衣ヲナスニ及ハス
- ロ、勳章記章ハ之ヲ佩用スヘシ但シ佩用シ能ハサル服裝ノモノハ必ス之ヲ携行スヘシ
- ハ、點呼令狀軍隊手牒晝食ヲ携行スヘシ其冊袋中ノ車站、急行

- ニ、天災或ハ流行病ニ因リ又ハ交通斷絶其他途中ノ事故ノ爲指定ノ日時ニ參會スル事能ハサル時ハ所在地ノ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ニ令狀ヲ添へ簡閱點呼執行官ニ宛テタル届書（届書ハ本籍地市町村長ニ差出スモノトス但寄留地ニ於テ參會ノ許可ヲ受ケタルモノハ寄留地市町村長ニ差出スヘシ以下同シ）ヲ差出スヘシ
- ホ、傷痍疾病ノ爲參會スルコト能ハサル時ハ醫師ノ診斷書ニ令狀ヲ添へ參會日時迄ニ簡閱點呼執行官ニ宛テタル届書ヲ市町村長ニ差出スヘシ
- ヘ、已ムヲ得ザル事故アリ簡閱點呼ノ免除ヲ願ハントスルトキハ其事實ヲ証明シタル願書ニ市町村長ノ奥書証印ヲ受ケ本籍地ノ聯隊區司令官ニ願出スシ
- ト、參會者ハ點呼場ニ到着セハ直ニ受付ニ至リ此令狀ヲ市町村長

ニ差出スヘシ

チ、軍隊手牒ニ記入洩レ若クハ相違ノ廉アルキハ當日其旨市町村長ヲ經テ申出スヘシ

リ、參會者故ナク指定ノ日時ニ參會セサル者若クハ參會時間ニ遅レタル者ハ相當ノ處分ヲ受クルモノトス

一、簡閱點呼ハ在郷軍人會ノ檢閲ト心得自己ノ不注意ヨリ分會ノ名譽ヲ損セサルコトニ注意スヘシ

第四章 辭職ノ手續

ニ差出スヘシ

チ、軍隊手牒ニ記入洩レ若クハ相違ノ廉アル片ハ當日其旨市町村長ヲ經テ申出スヘシ

リ、參會者故ナク指定ノ日時ニ參會セサル者若クハ參會時間ニ遅

レタル者ハ相當ノ處分ヲ受クルモノトス

一、簡閱點呼ハ在郷軍人會ノ檢閲ト心得自己ノ不注意ヨリ分會ノ名譽ヲ損セサルコトニ注意スヘシ

第四章 精神ノ修養

其一、忠節

其二、義勇

其三、武勇

其四、信實

其五、質素

其六、自己ニ對スル心得

其七、家庭ニ對スル心得

其八、他人ニ對スル心得

其九、職業ニ對スル心得

其十、軍人會ニ對スル心得

其十一、軍隊及教育ヲ受ケタル上官ニ對スル心得

其十二、青年ニ對スル心得

其十三、郷黨ニ對スル心得

其十四、社會ニ對スル心得

第四章 精神ノ修養

祖先ノ遺風ヲ顯彰シ益我國體ノ精華ヲ發揮スヘキ大日本帝國ノ忠良ナル臣民トシテノ精神修養ハ諸子既ニ學校ニ學ヒ家庭ニ訓ヘラレ軍隊ニ於テ養ハレタルヲ以テ在郷軍人ハ一層精神修養ヲナシタルモノナリ茲ニ重テ之レヲ説クノ必要ヲ認メサルカ如シト雖モ其實之レニ反スル者多シ故ニ吾人ハ精神修養ノ大本タル明治十五年軍人ニ賜リタル勅諭ト明治二十三年賜ハリシ教育勅語及明治四十一年特ニ戒メ給ヒシ戊申詔書ニ基キ思索ノ選ヲ慎ミ以テ諸子ニ示スハ大正元年勅語ノ御趣旨ナリト信シ左ニ良兵ハ則チ良民ナル所以ヲ明ニセントス茲ニ記載スル件々心得ハ一々記臆暗誦スルノ必要ナシト雖モ半窓破机ノ下尙座右ノ銘トシテ時事物々ニ接シテ之ヲ讀ミ自ラ修養シ且ツ子弟ノ教育ニ資シ以テ良民タル模範ヲ示スハ在郷軍人ノ最モ大ナ

ル務メニシテ本書發行ノ趣旨ハ本章ノ一卷ヲ以テ主トナスモノト云
フモ過言ニアラズ

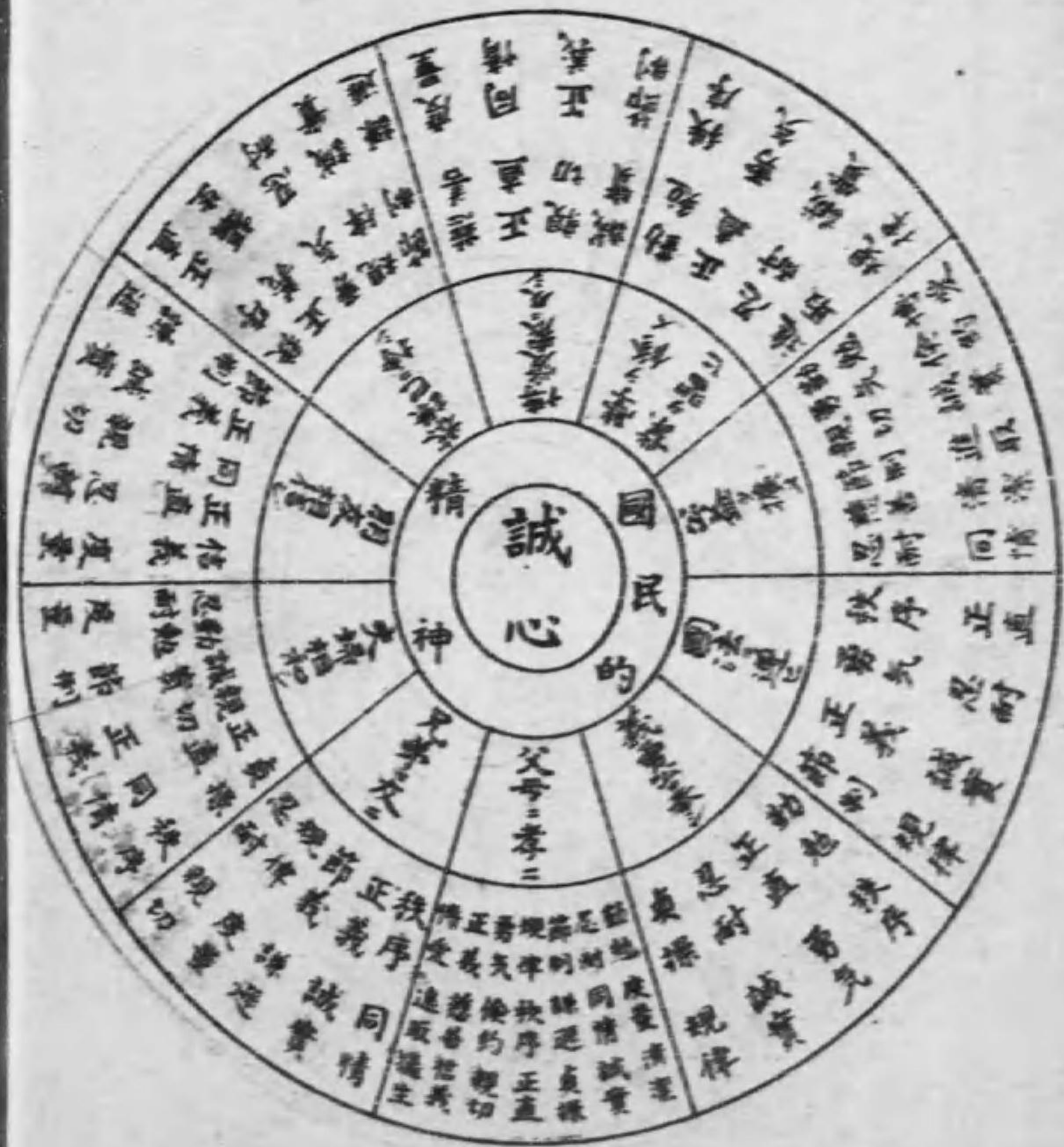
軍人ニ賜ハシテ勅諭徳目圖解



解圖目德書詔申戌



解圖目德語勅育教



軍人ニ賜リシ勅諭ノ字解

忠節ノ部

至誠 マゴコロ、マコト
 節義 節ト義、ミサオ
 愛國 國ノ爲メニ思フテ心ヲ盡スコト
 名譽 ホマレ、ヨキ評判
 廉耻 性行潔クシテ節義ヲ重ンスルコト
 自重 自ら自己ノ品位ヲ保チテ敢テ卑下セサルコト
 勉勵 學問又ハ學務ヲウツトメハゲムコト

献身 自分ノ利害ヲ顧ミスシテ力ヲ盡スコト
 奉公 國家ノ爲メニ盡スコト
 孝弟 父母ニ孝行ニシテ兄弟徒順ナルコト
 義務 風俗習慣若クハ道徳信仰等ノ要求ニ一致セル行爲、自家ノ分限ニ應ジテ爲スヘク又爲スヘカラサル行爲
 熱心 其事ニコ、ロチソソクコト
 修學 深ク心ヲ傾注スルコト
 學問ヲ修ムルコト

自分ノ利害ヲ顧ミスシテ力ヲ盡スコト、一身ヲ其場所ニ遣メ出スコト
 國家ノ爲メニ盡スコト
 主人ニ任フルコト
 父母ニ孝行ニシテ兄弟徒順ナルコト
 風俗習慣若クハ道徳信仰等ノ要求ニ一致セル行爲、自家ノ分限ニ應ジテ爲スヘク又爲スヘカラサル行爲
 其事ニコ、ロチソソクコト
 深ク心ヲ傾注スルコト
 學問ヲ修ムルコト

習技

技藝ヲ習ヒ覺エル

禮儀ノ部

一致 趣チ一ニスルコト、全員ノ意思ノ合致スルコト
 尊敬 タフトミウヤマウコト、
 温和 穩カニヤサシキコト、
 寛仁 暖カニシテノドカナルコト
 慈愛 度量ユルヤカニシテナサケ心ノ深キコト、大度
 威容 イツクシミ、アイスルコト
 態度 イカメシキヤウス
 敬禮 ヤリクチ、アリサマ、
 爲スヘキ物事ニ對スル舉動
 恭シク謹テスル禮

衛生

衣食住等ニ注意シテ身ノ健康ヲ害ハメヤウニスルコト、養生

服從 ツキシタゴウコト、
 恭謙 恭シクヘリクダレルコト、
 從順 人ニヘリクダレルコト、
 嚴格 スナホ
 同情 嚴重、オゴソカニシテ正シキコト
 氣品 人ノ爲メニ情ヲカクルコト、他人ノ境遇情態等ヲ思ヒヤリテ之ニ情ヲヨスル事
 服裝 氣ダテ、心ダテ、氣量
 公徳 身ナリ、身ゴシラヘ
 社會公衆ニ對スル德義、
 公共ノ人々ノ爲メノ德義、

ツキシタゴウコト、
 恭シクヘリクダレルコト、
 人ニヘリクダレルコト、
 スナホ
 嚴重、オゴソカニシテ正シキコト
 人ノ爲メニ情ヲカクルコト、他人ノ境遇情態等ヲ思ヒヤリテ之ニ情ヲヨスル事
 氣ダテ、心ダテ、氣量
 身ナリ、身ゴシラヘ
 社會公衆ニ對スル德義、
 公共ノ人々ノ爲メノ德義、

品性

其人ノ生レナカラニ具有セル性質ノ總稱、本性ノ發現スルモノ

武勇ノ部

勇敢

強クタクマシキ事

果斷

物事ヲ思ヒ切テ行フ事、決斷強クシテ實行ノ意志強キ性質

克己

己レノ私欲ヲ抑ヘテ放縱ナラサル事、自ラ己ヲ制スル事

不撓

タユマザル事
クダケザル事

剛毅

志ノ強クシテ屈セサルヲ云フ、意思ノ確乎トシテ物事ニオツヒルマザル事

進取

進ミ出テトル事、進ミ出テナス事、前途ノ困難又ハ故障ヲ排シテ事ヲナス事

堅忍

苦シキ事又ハ久シキニワタル事ニ屈セスタヘシノブ、ツヨクシ

節制

規則ヲ守ル事
規律正シキ事

信儀ノ部

正直

カタヨラズ、マガラズ、ナホクスグニシテ且ツマコトナル事

遵法

法律規則ニ從フ事
法律ニテラシ合ス事

公明

偏頗又ハ私意ナキ事
私ナキ事

慎重

慎ミ重ンズル事
ヨク熟考シ自重スル事

履行

實行スレコト

質素ノ部

節儉

物事ヲ程ヨク使用スル事、ミダリニ金錢ヲツイヤサザル事

質朴

信實ニシテ飾ノナキ事

高廉

ケタカクシテイサギヨキ事
高尚ニシテイサギヨキ事

潔清

心ノ潔白ニシテ行ノ正シキ事
潔クシテ貪ラザル事

教育勅語ノ字解

勤勉

(もつぱらつとめはげむ事)

清潔

(いさぎよき事)
(けがれなくきれいな事)

同情

(人の爲め情をかくる事)
(他人の境遇情態等ヲ思ヒやりこれに情をよする事)

度量

(長短の度と容積の量と又之をばかる器具)(心がまへ)(むねひろき人)

忍耐

(こらふる事)

誠實

(まごころなる事)
(偽りなき事)

節制

(規則を守る事)
(こりしまる事)
(規律正しき事)
(又規律の意)

謙遜

(へりくだる事)
(卑下する事)
(ひかへめにする事)

貞操 (女の守るべき操)

秩序 (物事のきまり)

勇氣 (いさましき心)

親切 (れんごろ)

慈善 (あわれみ助くる事
なまじけなかくる事)

博愛 (世の人を平等に愛する事)

攝生 (飲食を慎みなどして健なら
むを勉むる事)

規律 (きまり
一定ノ秩序)

正直 (かたよらず曲らず、ななくす
やにして且まことなる事)

儉約 (つづまやか
浪費せぬ事)

正義 (正道にかなへる事
正しき道)

信義 (まことの道を守り違くる事
人に不實をせぬ事)

進取 (すゝみ出くこと
前途の困難又は故障を排し
進みで事をなす事)

諸子ハ概子右ニ掲ケタル字解ニヨリ勸諭勸語ノ精神ヲ會得シ得タル
モ論語讀ミノ論語知ラストナルヲ憂ヒ左ニ其實行法ヲ述フ諸子本書
發行ノ趣旨ヲ知リ其實行ヲ期セヨ

其一 忠節

忠節トハ如何

父母ニ孝養ヲ盡シ

兄弟ニ友愛シ

夫婦相和シ

朋友相信シ

○平時ニ在リテハ
恭儉已ヲ持ス

博愛衆ニ及ホス

學ヲ修メ業ヲ習フ

公益ヲ廣メ世務ヲ開ク

國憲ヲ重シ國法ニ遵フ

智能ヲ啓發シ 愈完全ナル
徳器ヲ成就シ 人間トナリ

○戰時ニ在リテハ 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ス

第一節 父母ニ孝

- 一、オヨソ世間ニ在ル人タフトキトナク賤シキトナク父母ノ生マサル人ヤアル父母ハ我カ身ノ本ナレバ本ヲバ忘ルマシキ事ナリ
- 一、人トシテ智ナキ者ハ木石ニ異ナラズ。人トシテ孝ナキ者ハ畜生ニコトナラズ
- 一、寶貨ハ之ヲ用ヒテ盡ルコトアレトモ忠孝ハ窮リナシ
- 一、我カ身ノ養ヲ薄クシテ父母ノ奉養ヲ厚クシ次ニ兄弟親戚朋友ノ貧窮ナルヲ救フヘシ
- 一、父母ナクバ何ゾ我アランソノ恩海ヨリモ深く山ヨリモ高シ海山ハ限リアリ父母ノ惠ハ限リナシ、イカニシテカ其恩ヲ報インヤタマ孝ヲ行ヒテ其恩ノ万一ヲ報スヘシ左ニ父母生前ニ於ケル孝ノ一端ヲ述ヘシ
- 二、父母ノ安否ヲ氣使フ

- 二、父母ヲ敬スヨリ、遠射ス
- 一、能ク父母ノ使命ニ從フ
- 一、社會及國家ニ盡シテ父母ノ名ヲ舉クル
- 一、親戚ニ盡シテ父母ヲ慰ムル
- 一、家庭ノ團樂ヲ計リテ父母ヲ悦ハス
- 一、業務ニ勉勵シテ一家ノ隆盛ヲハカル
- 一、自己ノ身ヲ修メ父母ヲ安シスル
- 一、父母ノ身体ヲイタワル
- 一、父母ノ病氣ヲ看護スル
- 一、父母ノ耳目ヲ樂マシムル
- 一、天地ノタマモノ父母ノ遺セルコノ身ヲ慎ミテ能ク養ヒカリソメニモ毀ヒ傷カス天年ヲ長ク保ツ

在郷軍人ノ身体ハ 陛下ニ捧ケタル身体ナルヲ以テ一層ノ

注意ナカルヘカラス

- 一、父母ノ好メル衣食ヲ供スルコト
- 一、父母ヲ危難ニ陥ラシメサルコト

惜ムヘキハ父母存生ノ日ナリ此時孝養ヲ致サスハ父母死シテ後イカ
ニ悔エトモ還ルベキモノゾ例令山海ノ珍物ヲ備ヘテ手向ケ祭ルトモ
生ル時ノ蔬菜ニハ劣ルヘシト雖死後ノ孝ノ一端ヲ舉ケン

- 一、父母ノ名ヲ舉クルコト
- 一、遺志ヲ繼キ業務發達ヲハカルコト
- 一、父母存在中ノ親戚ト不和ナラサルコト
- 一、遺産争ヒヲナサ、ルコト
- 一、益々一家ノ圓滿ナルコト
- 一、我カ身ハ父母ノタマモノナレハカリソメニモ慎ミニ慎ミテ重

疾世良ハ父母ノマシキハ代々ニテ勤シニ勤シテ重
子身ヲ保ツ國難ヲシ

- 一、祭祀ヲ怠ラサルコト
- 一、左記ニ諸子ノ先祖ヲ記入セヨ

系族		名		命日廻忌		歿日墓所	
俗名	戒	俗名	名	月日	年忌	墓所	年 月 日 歿
		俗名		月 日	年忌	墓所	年 月 日 歿
		俗名		月 日	年忌	墓所	年 月 日 歿
		俗名		月 日	年忌	墓所	年 月 日 歿

俗名	俗名
年忌	年忌
墓所	墓所
月 日	月 日
年 月 日	年 月 日

・祭祀法事ヲ勤メヨ左ニ佛教ノ法事ヲ掲ク
 法事ト云ヘハ死後ノ七日七日ノ造夜其間ノフシニ當ル三十五日又
 終リノ四十九日百ヶ日祥月一週忌三回忌七回忌十三回忌十七回忌
 二十三回忌二十七回忌三十三回忌五十回忌百回忌ヲ勤ムルナリ右
 ハ何レモ死シタル月即チ祥月ノ忌日ノ前日ナル造夜ノ日ニ營ムヲ
 法ト爲セリ

第二節 同兄弟ニ主友共ニ食シテ共ニ父母ニ養育セリ

- 一、兄弟姉妹ハ同シ腹ヨリ生レ共ニ食シテ共ニ父母ニ養育セラレタルモノナリ
- 一、兄ハ弟ヲ愛シ言フトコロ行フトコロ弟ノ手本トナル様ニ睦ク教フヘシ
- 一、兄弟姉妹ハ同シ腹ヨリ生レ共ニ食シテ共ニ父母ニ養育セラレタルモノナリ
- 一、互ニ禮儀ヲミダス勿レ
- 一、共同シテ事業ヲハカルコト
- 一、細事ノ爲ニ互ニ怨恨セス
- 一、互ニ安否ヲ氣使フコト
- 一、互ニ戒メ正道ニ導クコト
- 一、共同シテ利益ヲハカルコト
- 一、弟妹ハ兄弟ノ命令ヲ尊敬スルコト
- 一、兄弟ノ遺族ヲ愛護スルコト

- 一、互ニ事業ヲ援クルコト
- 一、死後禮拜ヲ怠ラサルコト

第三節 夫婦相和

- 一、夫婦與ニ稼キ苦樂ヲ共ニスレハ家運ヲ興スコト容易ナルヘシ
- 一、夫ハ家業ヲ勤勉シ婦ハ用度ヲ節儉ス何ノ家カ齊ハナラン
- 一、夫婦ハ其睦シキコト親ヨリモ子ヨリモ勝リタレトモ假リニモ心安立テアルヘカラス
- 一、其ノ夫ノ名譽ヲ擧ケ其家ノ隆昌ヲ希ハレ良妻ヲ俟チテ後期スヘシ

夫ハ妻ニ對シ

- 一、妻アリテ内ヲ治メ留守ヲ守リ已ニ代リテ兩親ヘモ事ヘ吳レハコソ夫タルモノ心懸リモナク外ノ稼キニ働キ勤メ得ラル、モノナレハ妻ハ常ニ輕蔑スルナ

妻ハ夫ニ對シ

- 一、女ハ容ヨリモ心ノ勝レルヲ善シトスヘシ
- 一、妻ヲ愛護セヨ
- 一、妻ニ對シテ自己ノ品行ヲ慎メ
- 一、職業ニ勉メ家族ノ幸福ヲ計レ
- 一、妻ノ身内ヲ愛護セヨ
- 一、妻ノ兩親ニ孝行ヲ盡セ

- 一、縱ヘ夫ノ家貧賤ナリトモ夫ヲウラムヘカラス天ヨリ我レニ與ヘ賜フ家ナリト思ヒ共ニ働キ家運ヲ起サンコトヲ心掛ケ一度嫁シテハ其家ヲ出テサルヲ女ノ道ト心得ヨ
- 一、夫ヲ敬フノ心少シニテモ怠ル時ハ諸事之ニ應シテ無禮ノ事多ク是ヨリ不和ヲ生スルモノナリ注意セヨ
- 一、夫ノ命ニ從ヘ

妻ハ舅姑ニ對シ

- 一、嫉妬ノ言行ヲ慎メ
 - 一、夫ヲ諫メテ過ナカラシメヨ
 - 一、夫ノ業務ヲ助ケヨ
 - 一、夫ヲ慰安セヨ
 - 一、夫ノ困難ヲ助ケテ危難ヲ援エ
- 妻ハ舅姑ニ對シ
- 一、舅姑ハ夫ノ父母ナリ故ニ我カ親ノ如ク孝行(孝ノ部參照)ヲ盡セハ如何ニ邪慳ノ舅姑モ我子ノ如ク愛スルニ至ルヘシ
 - 一、夫ノ家ニ行キテ心氣隨ニテ夫ニ疎マレ又ハ舅ノ教正シケレハ堪ヘ難ク思ヒ舅ヲ恨ミ誹リ中惡シクナリテ終ニ追放サレ恥ヲ曝スハ已ノ徳ノ足ラサルナリ
 - 一、舅姑ニ仕フルハ夫ニ仕フルニ外ナラス親シミ厚キ者ナリ
 - 一、夫ノ兄弟姉妹ヲ慈ムヘシ

第四節 朋友相信シ

信儀ノ部ヲ見ヨ

第五節 恭儉已ヲ持ス

内心ノ恭

- 一、誠實ナルヘキコト
- 一、謙讓ナルヘキコト
- 一、寛裕ナルヘキコト
- 一、謹慎ナルヘキコト
- 一、周到詳密ナルヘキコト
- 一、廉潔ナルヘキコト
- 一、他人ノ恩惠ヲ忘レサルコト
- 一、其他禮敬ノ心ヲ失ハサルコト

外行ノ恭

儉

- 一、言語ヲ慎ムコト
 - 一、座作進退等ノ舉動ヲ慎ムコト
 - 一、容儀ヲ乱ササルコト
 - 一、飲食ヲ慎ミ攝生ヲ重スルコト
 - 一、他人ヲ侮ラス己ノ才學功績ヲ誇ラサルコト
 - 一、猥リニ他人ヲ恨ミ又怒氣ヲ發セサルコト
 - 一、長幼ノ序ヲ紊ササルコト
 - 一、非行ヲ知ツテ改ムルニ憚ラサルコト
 - 一、其他禮敬ニ背キタル行ヒヲナササルコト
- 一、金錢ヲ浪費セサルコト
 - 一、濫リニ金錢ノ貸借ヲナササルコト
 - 一、金錢ヲ有益ナル爲ニ惜マサルコト

- 一、餘裕ヲ貯蓄スルコトナク收入ノ一部ヲ貯フル
- 一、物品ヲ丁寧ニ取扱ヒ粗末ニセザルコト
- 一、美衣美食ヲセサルコト
- 一、住居ヲ華美ニセサルコト
- 一、時間ヲ空費セサル

第六節 學ヲ修メ業ヲ習ヒ

- 一、學フニ暇ナシト云フ者ハ暇アリテモ學ハサルモノナリ
- 一、志ヲ立ツルコト
- 一、師ヲ尊信敬重スルコト
- 一、精讀ト多讀トヲ勉ムルコト
- 一、講話、他人ノ說ヲ聞ク
- 一、反覆練習ヲ積ムコト
- 一、細事ニ意ヲ注クコト

- 一、順序ヲ追ヒ急進ヲ戒ムルコト
- 一、時間ヲ空費セスシテ勉勵スルコト
- 一、困難辛苦ヲ忍ヒテ學習スルコト
- 一、新ニ工夫ヲ爲スコトヲ怠ラサルコト

第七節

博愛衆ニ及ホシ

人ニ對スル救助

- 一、住居ヲ與フルコト
- 一、衣服ヲ給與スルコト
- 一、食物ヲ惠ムコト
- 一、金錢ヲ惠ムコト
- 一、其他ノ物品ヲ與フルコト
- 一、職業ヲ與ヘ人ヲ救フ事
- 一、赤十字社及愛國婦人會等ノ事業ヲ助クルコト

- 一、救助ニ關スル事業ヲ起スコト
- 一、危難ヲ救フコト
- 一、病者ヲ看護スルコト
- 一、虐待ヲ防クコト
- 一、他人ノ罪惡ヲ救フコト
- 一、慰問スル事
- 一、仕事ヲ助クル事

動植物ニ對シ

- 一、猥リニ植物ヲ折ラス其繁茂ヲ計ル
- 一、動物ヲ虐待セスシテ發育ヲ計ル
- 一、猥リニ殺生ヲセスシテ蓄殖ヲ計ル

第八節

國憲ヲ重シ且國法ニ遵フ

- 一、勉メテ國憲國法ヲ知ルコト

- 一、納税ノ義務ヲ全フスルコト
 - 一、兵役ノ義務ヲ全フスルコト
 - 一、義務教育ヲ怠ラサルコト
 - 一、公職ニアリテハ法ヲ枉ケサルコト
 - 一、權勢ヲ恃ミテ法ヲ犯サ、ルコト
 - 一、權勢ノ爲メニ法ヲ枉ケサルコト
 - 一、公私ノ別ヲ乱サ、ルコト
 - 一、其他法律命令等ノ諸規則ヲ遵守スルコト
- 右ノ如ク躬行シテ淳朴ナル民トナリ愉快ニ日ヲ暮シ有事ノ日欣然トシテ召集セラル、モ後顧ノ憂ナキ様ニ心掛ケ置カハ戰場ニ出テ、ハ勇士トナリ忠良ナル軍人ノ本分ヲ全フスルヲ得ヘシ

其二 禮儀

- 一、長幼ノ序ヲ失フ勿レ

- 一、謙トハ自ラ卑下シテ誇ラサルナリ人ニ下リテ問フコトヲ好ミ人ノ謙ヲ聞キテ我が過ヲ改ム以テ智ヲ開キ善ニ進ムヘシ
- 一、親シキ中ニ禮儀アルヘシ餘リニ狎レテ禮ナキトキハ必ス疎クナルナリ
- 一、長上ノ言ヲ敬スヘシ
- 一、我カ身ニアヤマリナケレハ誘アリテモ我カ徳ニ害ナシ我カ身ニアヤマリアラハ誘ラル、ハ固ヨリ其道理ナレハ怨ムヘカラス
- 一、我ニ學問才智技藝アリトモ我ヲ智アリトシ我身ニ誇ル心アルヘカラス
- 一、諫ヲ聽キテ過ヲ改ムルハ醫ヲ招キテ病ヲイヤス如シ諫ヲ拒ミテ人ノ正スコトヲ嫌フハ病ヲソダテ、醫ヲ嫌フカ如シ
- 一、自分ヲヘリ下レ(下る程人の見上る處の花)ト云フ事アリ味フヘシ
- 一、人ノ身ノ慎ハ口ヲ慎ムヲ第一ノ務メトス殊ニ人ヲ譏ルハ大ナル

惡事ナリ戒メテ人ノ非ヲ云フヘカラス

- 一、虚言ヲ信シテ人ニ語レハ吾モマダ虚言ノ責ヲ免レヌ
- 一、人ヲ愛シテ人我ニ親マスハ我カ愛ノ未タ至ラサル故ト思フヘシ
- 一、人ヲ禮シテ我ニ無禮ナラハ我カ禮ノ未タ至ラサル故ト思フヘシ
- 一、人ヲ治メテ治マラスハ我カ智ノ未タ至ラサル故ト思フヘシ

日 常 ノ 禮

(敬禮及挨拶ニ就テ)

- 一、凡敬禮ハ恭敬ヲ主トシテ之ヲ行フヘシ然レモ謙讓ニ過キ或ハ動作ノ不活潑ナルハ却テ禮ヲ失ス故ニ其姿勢其動作ハ巍然トシテ侵スヘカラサルモノアルヲ要ス特ニ在郷軍人ニ於テ然リ
- 一、敬禮ハ己ノ服装ノ如何ニ拘ラス行フヘシ世ノ中ニハ己ノ服装醜キ爲行ハサルモノアリ服装ヲ正セハ可ナリ
- 一、室内ニ入りテハ必ス脱帽シ敬禮ヲ行フヘシ途上ニ在テハ右手ニ

帽ヲ掲ケ脱シ(編笠等直ニ脱シ得サルモノハ手ニテ其縁ヲ摘ミ上ケ)注目シテ禮意ヲ表ス可シ

- 一、途上ニ於テ長上ニ逢ヒ談話ヲ交フルルハ必ス帽ヲ脱スヘシ若シ黄帽ヲ勸ムル再度ニ及ヘハ之ヲ戴キ別ルルニ臨ミ更ニ脱帽スヘシ又尊長ト同行スルルハ右方ヲ讓リ雁行スヘシ又歩調ハ常ニ尊長ニ合セ要スレハ踏替ヲ爲スヘシ
- 一、我ノ人ニ對シテ盡スヘキ敬禮ノ程度ハ先方ノ階級ヨリ輕カル可ラス

- 一、人ニ敬禮、挨拶スルトキハ例合作業中ト云ヘモ端折ヲ下スヘシ
- 一、禮ヲ受ケ答ヘサルハ不敬ナリ必ス相當ノ禮法ヲ以テ報答スヘシ

(服装ニ就テ)

- 一、服装ハ其人ノ精神ヲ現シ禮儀ヲ表シ又其行爲ヲ監視スル者ナリ
- 一、服装ハ常ニ身分相應ニシテ決シテ華美ニ流ルヘカラス

近時身分不相應ノ華美ナル服装ヲナス者少カラズ大ニ誠ム可キ事ナリ

一、敬スヘキ場所人ノ前ニ出ツルニ敬意ヲ欠カサル服装ヲナスハ禮儀ナリ

一、紋付羽織袴ニ足袋ヲ用フルハ國民ノ禮服ナリ故ニ國民トシテハ禮服ノ一組ハ例令綿服ニテモ所持スルヲ要ス往々此禮服ヲモ有セサル者カ反テ高價ノ服装ヲナスハ甚タ過レル者ナリ

一、着裝(着方)ノ正シキハ其人ノ品格ヲ高尚ニシ自然ニ他人ノ尊敬ヲ受ク正シカラサル人ハ如何ニモ情弱ニシテ「シマリ」ナキコトヲ現ハス故ニ多クハ他人ヨリ輕蔑セルラルモノナリ

一、羽織ヲ着ル時ハ必ス紐ヲ正シク結フヘシ袴ヲ穿チタル時ハ紐ハ前ニテ十字形ニ結フモノナリ

一、世ニハ不揃ナル服装ヲナシテ得意カル者アリ笑止ノ至リナリ

例令ハ木綿ノ垢付キタル着物ニ縮緬ノ帯ヲ用ヒ足袋ヲ用ヒサルニ高價ノ帽ヲ被ル如キ是ナリ

一、衣服ハ分ニ應シ清潔ナルモ身体清潔ナラス姿容端正ナラサレハ人ノ賤惡ヲ免ル能ハス故ニ平常能ク意ヲ用ヒテ容姿ヲ正シ身体ヲ清潔ニスヘシ而シテ頭髮髭鬚ノ理ムヘキヲ理マス剃ルヘクシテ剃ラス爪間汚物ヲ存シ齒ヲ研カス不潔ナルモノハ其ニ容姿人格ヲ損スルノミナラス人ニ對シテ不敬ナレハ常ニ其剪剃清潔ヲ怠ルヘカラス特ニ饗宴訪問等ノ時ニハ一層注意センコトヲ要ス但シ多クノ香水香油等ヲ用井ルハ反テ野鄙ノ所爲トス

一、服装ノ華美ニ過クルト飾品ノ夥多ヲ致スハ寧ロ鄙陋ノ態ヲ表示スルニ過キサレハ務メテ之ヲ戒ムヘシ

一、帽ヲ冠スルヤ必ス中帶ノ結合(鉢卷ノ結ヒ目)ヲ左方ニ爲スヘシ

(訪問ニ就テ)

- 一、訪問スルトキハ必ス名刺ヲ差出スヲ可トス其名刺ハ潔白ノ厚紙ヲ用ヒ我カ姓名ヲ鮮明ニ漢字ハ楷書ニ書スルモノトス公務上其他公廨ニ至ルキハ必ズ名刺ヲ致スヘシ
- 一、訪問者家僕ノ案内エヨリ應接室ニ至リ椅子ニ就キ對話中帽ハ之レヲ持チアルヲ常トス兩手ヲ要スル場合ニハ帽ハ椅子ノ下ニ置クヘシ決シテ机上ニ置キ又ハ椅子ニ懸クヘカラス
- 一、履物ハ上リ口ノ真中ニ脱クヘカラス妨ケニナラサル様下座ノ方ニ脱クヘシ
- 一、蝙蝠傘、傘ヲサシ行キ提灯ヲ持チ行キタルキハ妨ケニナラヌ所ニ置クヘシ
- 一、訪問者ハ主人ノ面接ヲ待ツ間猥リニ椅子ニ就キ又ハ机上ノ煙草ヲ取ルヘカラス又主人面接スルキト雖モ許可ナク之ヲ行フハ悲禮ナリ煙草ハ成ルヘク自己携帯ノ者ヲ使用セサルヲ可トス

- 一、旅舎ニ寄寓スル人ヲ訪テ若シ在サレハ己レカ名刺ノ上ニ其人ノ姓ト尊稱トヲ記シ更ニ口頭ヲ以テ來意ヲ述ヘ置クヘシ
- 一、始メテ相見ルノ人名刺ヲ交換スルコトアリ然ルキハ先ツ名刺ヲ受ケタルモノハ必ス己レノ名刺ヲ出シテ之ニ答フルヲ禮トス若シ持合セナキキハ丁寧ニ其旨ヲ告ケ斷ルヘシ
- 一、人ヲ訪フテ不在ノ時ハ名刺ノ上端ヲ表面ニ折リテ呈シ置クモノトス面會ヲ求メスシテ歸ルトキハ亦然リ而シテ死亡後ノ吊禮訪問ニ在テハ之レニ反シテ裏面ニ折ルヘシ
(名刺ノ一端ヲ折ルハ訪問者自身ノ來訪ヲ證スルモノナレハ他人ニ名刺ヲ托スル等ノ場合ニハ之ヲ折ルヘカラス)
- 一、紹介狀ヲ得テ人ヲ訪フ時ハ己カ名刺ト紹介狀トヲ出シ面會ヲ求メスシテ歸ルヲ禮トス是レ訪問ヲ受ケタルモノハ訪問者ノ面前ニ於テ紹介狀ヲ熟讀スルヲ得ス爲メニ其處置待遇ニ惑フ事アルヘケレハナリ

- 一、人ノ訪問ヲ受ケ故ナク待タセ置キテ接遇ヲ遅延スルハ尤モ不敬ノ所爲トス若シ已ムヲ得サル片ハ先ツ鄭重ニ其意ヲ申告スヘシ
- 二、女子ハ何心ナク能ク笑フモノナレト故ナキニ小蔭ナトニテ笑フハ失禮ナリ故ニ來客アル片ハ慎ミテ笑フヘカラス
- 一、男子訪問ヲ受ケ一揖ノ禮ヲ終リタル後主人手ツカラ煙草ヲ供スヘシ其客己レト同等若クハ尊長ナル片ハ更ニ燐寸ニ火ヲ點シテ之ヲ薦ムヘシ是レ愛想アル歡待ノ一トス
- 一、客ノ辞スルニ際シテハ成ルヘク送り出テテ便利ヲ與フルヲ良トス殊ニ外套、帽子等ヲ取り客ヲ助クルハ家僕ノ任ナレトモ客ノ高級ナルカ若クハ階級ニ著シキ等差ナキ限リハ自ラ客ヲ助クルヲ良トス而シテ外套ヲ著セシムルニハ其ノ襟或ハ肩ヲ兩手ニテ取り客ノ後ロニ立チ其ノ廻ス手ヲ袖ニ入レ得ル如クシ客既ニ手ヲ袖ニ入ルルトキハ外套ノ襟ヲ取りテ之ヲ引上ケ客ヲシテ外套

ノ装着ヲ容易ナラシムヘシ

- 一、他家ノ召使ハ其者ノ主人ヨリ見レハ召使ナレト我カ家ノ召使ニアラサレハ決シテ侮ルヘカラス殊ニ其主人ノ使トシテ來リ又此方ヨリ他家ヘ行キタルトキ取次トシテ來リタル者ハ其家ノ主人ノ代理人故斯ル時ニハ何レモ其主人同様ニ敬ヒテ待遇スヘシ

(病氣見舞ニ就テ)

- 一、病氣見舞ハ病氣ノ容体、經過ヲ尋チンガ爲メ見舞フモノナレハマツ取次ノ者ニ詳ヲ告ケ其病狀ノアラマシヲ聞キ後重病者ナラハ更ニ看護人ニ就テ詳シク容体ヲ聞キ取ルヲヨシトス
- 一、強ヒテ病人ニ面會ヲ求ムルハヨロシカラス
- 一、病人ト話シセストモ病室ニアル間ハ病人モ多少心ブカイスルモノナレハツトメテ面會ヲ避クヘシ
- 一、面會ノ爲病人ハ藥用食事便通等ヲ遠慮スルコトアリテ思ワサル

迷惑ヲカクルモノナレハ止ムヲ得ス病室ニ通ルコトアリトモツトメテ靜肅ニシ決シテ永クトママルヘカラス

- 一、輕症者ナリトモ面會者ハ永ク止マル時ハ床上ニ直リナトシテ窮屈ヲシノビ種々不養生ノ事ヲナシ寒冒其ノ他呼吸器病者ニアリテ談話ニヨリテ病勢ヲ重クシ又ハ快復期ヲ遅カラシムルコトアリヨク注意スヘシ殊ニ神經質ノ患者ニアリテハ特別ノ注意ヲ要ス

- 一、病人ハ神經過敏ナルモノナレハ談話ノ事柄ニモ随分注意シ其ノ心意ヲ一層激セシメ又ハ惱マシムルガ如キ言ヲ避ク可シ

諸氏ハ現役兵或ハ戰時郷黨ノ人ヲ見舞フ爲陸軍病院ニ行クコトアルヘシ故ニ其心得ヲ左ニ掲ク

- 1、入院患者ニ面會ヲ許スヘキ者

イ、軍人軍屬

ロ、患者ノ家族、親戚

ハ、病院長ノ特ニ許可シタル者

- 2、面會時間ハ日曜日及祭日ハ午前九時ヨリ其他ハ毎日午後一時ヨリ午後四時迄トス但患者ノ病況ニヨリ急ヲ要スル面會ハ此限リニ在ラス

3、面會ノ心得

イ、面會又ハ附添人ハ病院ノ規則ヲ守リ衛生部員ノ指圖ニ遵フヘシ

ロ、面會時間ハ三十分以内トス

ハ、面會又ハ附添人ハ指定ノ場所以外ニ於テ喫煙スヘカラス

ニ、面會又ハ附添人ヨリ患者ニ飲食物及其他ノ物品ヲ贈ラントスルトキハ必ず軍醫ノ許可ヲ受クヘシ

ホ、面會又ハ附添人物品ヲ携帶シテ出門セントスルトキハ病室附

看護長ヨリ物品持出證ヲ受領シ之ヲ門衛又ハ受付ニ差出スヘシ

へ、面會又ハ附添看護中治療及取締上妨アル者ハ面會又ハ附添看護ノ許可ヲ取消サルコトアルヘシ

ト、附添看護人ノ食物寢具ハ一切自辨タルヘシ但シ寢具ハ事宜ニ依リ貸與セラル、コトアルヘシ

(紹介ニ就テ)

一、紹介ハ甲乙ノ間ニ在リテ新ニ交ヲ結フノ媒ヲ爲スナリ之ヲ行フニハ或ハ言語ヲ以テシ或ハ書簡ヲ以テス几テ交情親厚ヲ保持スルハ紹介者ノ力ニ依ルヲ以テ輕忽ニ之ヲ爲ス可ラス

一、賤者ヲ貴者ニ男子ヲ婦人ニ紹介スルヲ法トス其之ヲ爲スヤ先貴者ニ稟請シ其承諾ヲ得テ然ル後賤者若クハ男子ノ姓名ヲ告クヘシ又數人ヲ一時ニ紹介スルハ紹介セラル、人ノ姓名ノミヲ通

シ紹介ヲ受クル人ノ姓名ハ遂一之ヲ告クルニ及ハス

一、書簡ヲ以テ紹介スルハ一層ノ注意ヲ加ヘ雙方共ニ交誼厚キ人ニ非ラサレハ敢テ行フ可ラス紹介セラル、人ハ先ツ其書簡ニ己レノ名刺ヲ添テ之ヲ受クル人ニ送り其諾否ノ答ヲ請フヘシ若シ特別ノ要務アルトキハ直ニ自ラ之ヲ持參スヘシ

(談話ニ就テ)

一、凡ソ談話ノ法ハ先ツ人ヲ樂マシメ自ラ亦タ和諧ノ快ヲ享ケ人ノ辞ヲ助ケ其意ヲ敷衍シ又ハ人ノ辞ヲ傾聽シ其席ノ談柄ニ注意スルニ在リ

一、談話ノ時漫然興ニ乘シテ我ヲ忘ルヘカラス又公會宴集ノ際ニ在テハ長キニ過ル談話ヲナス可ラス又格外ナル高聲ヲ發スルヲ戒ムベシ

一、廣衆稠人集會ノ席ニ在テハ殊ニ耳語スヘカラス又衆人ノ解シ得

サル言語ヲ以テ人ト談話ス可ラス是等ノ行爲ハ同席ノ衆人ニ頗ル不快ノ感情ヲ起サシム

一、他人ノ辞ヲ窮詰シ其主意或ハ事實思慮ノ過失ヲ發見スル等人ヲ困辱ニ陥ラシムルノ言ヲナス事勿レ

一、人ト對話スル片ハ須ク其主人ノ容色ヲ視テ言ヲ發スヘシト雖傲然睥睨ノ態アル可カラス務メテ容貌言語ヲ恭シテ謙謹己レノ信ヲ表シ且ツ安舒ナル容儀ヲ以テ禮ヲ亂タサ、ルニ注意セサル可ラス此禮法ノ如キハ雷ニ對話ノ時ノミナラス一般ノ交際上ニ於テモ皆然リトス

一、先方ヨリ聞カレサルニ我カ職トスル事項ノミ談話ス可ラズ世人動モスレハ談話ノ柄ヲ己カ職トスル事項又ハ喜好スル事物ニ付會セントスル事多ケレモ是等ハ實ニ野鄙ナル所爲ニシテ同席ノ人ニ厭倦ノ意ヲ生セシメ且ツ我智識ノ乏シキヲ顯ハスモノトス

一、我レ獨リ多言シテ衆人ノ談話ヲ攪滅シ或ハ之ヲ妨ケサルニ注意スヘシ他ヲシテ自己ノ談話ヲ聽シメント欲スルハ人ノ常情ナリ然ルニ我ノミ談話ヲ爲サハ他人ヲシテ甚タ不快ナラシムルニ至ルヘシ

一、人ト爭フ事勿レ若シ他人ノ説ク所我カ意ニ反スル時ハ黙シテ同意セサレハ可ナリ必ス之ニ抵抗ス可ラズ

一、洒落輕口滑稽等時ニ取リテノ興致ヲ添フルコトアレトモ或ハ人ヲシテ誤解セシメ反テ不愉快ヲ生スルコトアレハ務テ之ヲ爲ササルヲ可トス但シ淡泊雅味ニシテ且高尚ナル諧謔ハ大ニ興味アルモノナリ

一、鄙シキ俚諺ヲ引用スヘカラス

一、辨論ヲ縱横シテ智識ヲ示ス如キ事アルヘカラス學者ヲ裝ヒ意味深遠ノ言語ヲ用ユルハ反テ大ニ人ノ嫌厭ヲ招クモノナリ

- 一、諸種ノ人物混集ノ席ニ於テ我カ親友ヲ誹毀スル者アリトモ求テ之ヲ爭辨スヘカラス然レトモ特ニ我一人ニ對シテ親友ヲ誹毀スルモノアラハ辨解シテ可ナリ然レトモ是等深ク思慮ヲ回ラシテ憤怒ノ激情ヲ抑制スヘシ
- 一、人ノ性質情態ヲ聞ク事有トモ之ヲ他ノ席上ニ移シテ誇説スル事勿レ

- 一、衆人ノ面前ニテ故ナク我一身上ノ事ヲ談話スヘカラス（若シ我談話セントスル事項ヲ詳明ニセンカ爲ニ之ヲ語ルハ可ナリ）衆人必ス厭倦ノ心ヲ生スベシ若シ好テ之ヲ聞ク人アラハ是レ必ス我ヲ誘フテ隱秘ノ事ヲ言ハシメ我カ愚昧ヲ見テ以テ弄具トナサントスルニ在リ亦タ耻ツヘキノ甚シキモノナリ

- 一、談話ハ簡短ニシテ明白ナルヲ貴フ紛雜ニシテ冗長ナルヘカラス又其ノ對スル所ノ貴賤尊卑ニ應シテ自ラ分別アルニ注意スヘシ
- 廻ハ長上マ即文脈ニ廻ハ對並卑親ハ答マ對親答ハ童兒視スル

或ハ長上ヲ朋友視シ或ハ後進卑賤ノ者ヲ奴隸若クハ童兒視スルハ共ニ非禮ナリトス

（聽講ニ就テ）

- 一、相當ニ姿勢ヲ正シテ聞クヲ禮トス帽ヲ冠リ或ハ頬突ヲナスハ非禮ナリ

- 一、講演者ノ眼ニ自己ノ眼ヲ注目スヘシ

- 一、講演談話ハ耳ニ聞クモノニアラス眼ニテ聞ク者ナリ則チ眼ニ精神ノ籠ルモノナリ

- 一、講話中他ヲ顧ミ耳語シ或ハ眠リ或ハ「アクビ」ヲスルハ非禮ナリ眠ヲ促シタルモノハ靜ニ場所ヲ去ルヘシ

（宴會ニ就テ）

- 一、凡テ招待ヲ受ケタルトキハ必ス直チニ諾否ノ答（手簡）ヲ爲スヲ禮トス

- 一、招待ヲ承諾シタル時ハ決シテ其ノ約ヲ破ルヘカラス蓋シ承諾シタル客ノ來ラサルコトアルトキハ意外ノ混雜ヲ生スレハナリ
- 一、招待ニ應シタルトキハ豫メ著服ヲ考慮セサルヘカラス之ヲ要スルニ凡ソ宴會ノ服裝ハ其ノ主人ノ服裝ニ同キヲ適當トス若シ異ナルトキハ主人ヨリ正シキ服ヲ著スルモ決シテ略セルモノヲ著用セサルヲ禮トス
- 一、招待ヲ受ケ宴會ニ列セシ時ハ當日ヨリ一週間以内ニ答禮ノ訪問ヲ爲スヘシ之カ爲メ面會ヲ求ムル事ナク單ニ名刺ヲ置キ歸ルヲ一般トス若シ事故アリ招待ニ應スル能ハサルモ謝禮ノ爲ニ訪問スルハ前ニ同シ
- 一、親友其ノ他親シキ知己間ニ於ケル食事等ノ返禮ハ之ヲ爲スノ必要ナキモノトス
- 一、招待ノ定時ヲ違ヘスシテ行クヲ禮トナス半時間早キモ五時間ヲ

遅延スルモ其ニ不敬トス故ニ豫メ定時間前四、五分間ニ到ルヘク注意シテ行クヲ要ス

- 一、招待ノ時刻凡ソ三十分間ニ至レハ主人ハ接待ノ用意ヲ爲スヘシ
- 一、席次ハ來賓ノ資格位置等ニ從ヒ種々ノ差異アリト雖尊卑年紀ノ先後等ノ席次ニ基由シ賓客ヲシテ不快不遇ノ感ナカラシムルニ注意センコトヲ要ス
- 一、賓客各自ノ坐席ヲ知ルニ便ナラシムル爲ニ其姓ト尊稱トヲ書スル小札ヲ置クヲ例トス
- 一、賓客相互ニ觴ヲ舉クルノ法ハ數等上級ノ者ニ對シテハ起立注目シテ之ヲ舉ケ飲ミ盡シテ後更ニ其ノ人ニ注目シ再ヒ少シク觴ヲ舉ケ之ヲ擡上ニ置キ坐ニ就クヘシ同輩ニハ起立ヲ要セス但シ觴ハ尊長若ハ主人ノ擡上ニ置クヲ待テ後之ヲ置クモノトス
- 一、酒及其ノ他ノ食饗ハ賓客嗜ミ食スル所ノ適度ニ任カセ之ヲ強ユ

ル事勿レ一度進メテ辞スルトキハ他ノ物ヲ進ムルヲ良トス我亦其ノ欲セサルモノヲ進メラル、トキハ叮嚀ニ辞退スヘシ之ヲ辞スルモ決シテ無禮ニ非サルナリ

一、核有ル果實ヲ混有セル物品ヲ食スルニハ務メテ其ノ核ヲ口中ニ容レサルニ注意スヘシ若シ誤テ口ニ入ルル時ハ指頭ヲ以テ窈ニ之ヲ除去スルヲ要ス決シテ碟皿中ニ吐棄スル勿レ魚類ノ骨ヲ口中ニ容レタル時亦然リ

一、總テ食物ノ品質ヲ知ラスシテ之ヲ食フヘカラス各種ノ殺菓ヲ悉ク食セサルモ決シテ失禮ニ非ス之ニ反シテ一タヒ着手セル食品ヲ嫌忌シ其ノ皿ヲ排斥スルハ食品ノ善良ナラサルヲ示スニ同シク遂ニ不敬ニ陷ルヲ以テ尤モ注意スヘシ食品ヲ取ル事過多ニシテ終ニ食ヒ盡ササルモ亦同シ

一、器中ヨリ各自ニ食物ヲ取ル場合ニ於テハ互ニ相譲リ決シテ多量

ニ取リ或ハ競争スルカ如キ粗野ナル行爲アルヘカラス

一、會集席上ニ於テ耳語シ或ハ口吻ニ物聲ヲ爲シ或ハ手ヲ以テ耳或ハ齒ヲ弄シ或ハ頭顱ヲ搔撫シ頻リニ頭髮髻髮ヲ整ヘ或ハ咽嚥等ノ粗野ナル行爲ヲ慎ムヘシ然ラサレハ竟ニ諸客ノ擯棄ヲ受クルニ至ル是等ノ事ハ平常ト雖非禮不敬ノ行爲ニシテ飲食ノ時ハ殊ニ忌惡スヘキノ醜狀トス若シ鼻水ノ出スルトキハ少シ側方ニ向ヒテ拭ヒ去ルヘシ

一、酒ヲ飲ムモ必ス適量ヲ過キサル様注意スヘシ然ラサレハ席上ノ規則ヲ忘却シ失儀違禮ノ羞辱ヲ避クヘカラス何レノ場合ト雖決シテ酩酊スヘカラス

一、夜會園遊會其ノ他立食ノ饗宴ハ通常全客員ノ約半數ニ應スル殺菓ヲ用意シアルモノナルカ故ニ久シク陳列擡ノ附近ニ留ルハ他人ノ妨害トナルモノナレハ殺菓ヲ取リタル後ハ直チニ其位置ヲ

去リ食糧ニ於テス又一時ニ多量ヲ取ラス小量宛數回ニ取ルヲ良トス是等ノ會ノ本趣ハ食スルニ非スシテ談話舞踏及遊戯若クハ交際ヲ主トスルモノナレハ能ク其ノ主旨ヲ誤ラサルニ注意センコトヲ要ス凡ソ其國文明ノ程度ハ宴會ノ景況ニ由テ概見スルヲ得ルト云フ其レ慎シマサルヘケンヤ

一、洋式ノ宴會ニ於テ殺菓ヲ取ルトキハ能ク考ヘ決シテ一人前以上ヲ取ルヘカラス往々自己ノ好ム殺菓ヲ多量ニ取り平然トシテ食スルモノアリ實ニ野卑ナル者ト云フヘシ

一、吸烟ハ揚所ト揚合トヲ問ハス隨意ニ之ヲ爲スハ甚タ忌惡スヘキノ事タリ之ヲ嗜ムモノ多ケレトモ亦嗜マサルモノモ少カラス故ニ公會其ノ他群集ノ場所等他人ニ烟氣ヲ及ホス所ニ於テハ務メテ吸烟ヲ慎ムヘシ

一、尊長ト對話スルトキハ決シテ己レ先ツ吸烟スヘカラス又途上吸

草

烟スルニ方リ相知ノ人ニ遭遇スル時ハ禮ヲ行フニ先チ必ス烟草ヲ口ヨリ取ル去ルヘシ

一、招待ヲ受ケタルカ若クハ訪問ノ際主人ヨリ烟草ヲ薦メラルル時ハ其ノ内ノ一本ヲ取り數本ヲ取ルヘカラス而シテ主人其ノ他同客ヨリ燐寸ニ火ヲ點シテ之ヲ進メラルル時ハ禮ヲ述ヘテ其燐寸ヲ受ケ取り煙草ニ火ヲ付クルヲ禮トス

(喫食ニ就テ)

一、飯モ菜モ口ノ内ニアルモノヲ飲ミ込ミタル後含ムヘシ

一、家庭ニアリテハ兎ニ角人ノ前ニテハ口中ニアルトキ言ヲ發スル勿レ

一、箸ニツキタル飯粒ヲ口ニテ嘗メルナ

一、口中ニ箸ニテカツコム勿レ

一、箸ニ付キタル飯粒ヲ友箸ニテコキ落スナ

- 一、香物ニテ湯茶ノ中ヲ搔キ廻スナ
- 一、鱈、刺身ノ類ヲ食フトキ露ヲ卓上ニ落スナ
- 一、何レノ場合ニ於テモ先ツ飯ヨリ食ヒ後汁ヲ吸フヲ禮トス其後ハ適宜ナリ
- 一、口音高キハ下司ノ性ナリ慎ムヘシ
- 一、食匙又ハ箸ヲ強ク食器ニ衝突シテ高キ音ヲ發セシムヘカラス
(焼香ニ就テ)
- 一、焼香ヲスルトキニハ身体ヲ沐浴シテ清潔ニシ手ヲ洗ヒ嗽クヘシ沐浴トハ髪ヲ洗ヒ身体ヲ洗フ事ナリ
- 一、墓場ノ焼香ハ既ニ沐浴シテ來リシ事ナレハ更ニ手ヲ洗ハス其身カ焼香ヲ爲スヘキ順位ニ當ラハ慎ンテ徐カニ其ノ坐席ニ入ルヘシ
- 一、位牌ヘノ間三尺ハカリ距タリタル手前ニテ香壺ナル香ヲ右ノ手

- 一、立軸ヘノ間三尺ハカリ距タリタル手前ニテ香壺ナル香ヲ右ノ手ニテ摘ミ机高クハ中腰ニナリ机低クハ俯シ三捻ホト燒キ敬ヒ拜シ少シク後ヘ退キ列ヒ居ル僧侶ノ方ニ向ヒ禮ヲ爲シテ去ルヘシ
 - 一、墓地ニ參拜シタルトキハ知人ノ墓ニモ參拜スルハ奥床シキ心掛ナリ
 - 一、香包ヲ懷中シテ墓場ヘ持參スル事アリ此ノ香包ハ奉書紙ヲ三ツ折ニシテ其ノ後先ヲ折リ返スヘシ
 - 一、葬儀ヲ送ルトキハ決シテ他人ト話ヲナスヘカラス
- 以上ノ外禮儀作法ノ詳細ハ文部省調査作法要項ト云フ書物アリ之レニ就テ君子國タル日本臣民ノ禮ヲ知ルヲ要ス

其三 武勇

- 武勇ニハ平時ノ武勇ト戰時ノ武勇トアリ左ニ平時ノ武勇ヲ掲ケ戰時武勇ハ第七章戰場ノ心得ニ述ヘシトス
- 一、自己ノ職業ヲ行フニ常ニ元氣能ク勇氣ヲ出シテ働ク

其日ノ事ヲ其日ノ始メニ思案シ必ズ仕途クルト元氣ヲ以テ取掛
レハ涉取ルモノナリ然ラサレバ時ニ臨ミテ或ハ妨ケ出來途ニ其
事ニマキレテ過スコト多シ

一、寒暑風雨ニ屈セズ成スヘキコトハ必ズ實行シ決シテ業務ヲ中止ス
ルナ

一、苦艱ニ際會スルモ撓マズ屈セズ自ラ救濟ノ方法ヲ見出シテ勉メ
ヨ

一、由ナキ喧嘩ニ勝利ヲ得ルモ武勇ノ人ニハアラズ

一、人我ヲ謗ラハ我身ノ惡シキヲ願ミ咎メシ人ヲ怨ムヘカラズ

一、謗ヲ聞キテ怒ラズ身ヲ改ムルハ勇氣アル人ナリ

一、水火ヲ冒シテ人ヲ救助セヨ

一、人ノ笑ヲ慮リテ自己ノナスヘキコトヲナサ、ルハ武勇ナキ人ナ

家計ノ困難ヲ救助スルハ武勇アル人ナリ

一、家計ノ困難ヲ救助スルハ武勇アル人ナリ

一、朝起スルハ勇氣アルカ故ナリ朝寢ハ怠ノ始メニシテ貧窮ノ基ナ
リ

一、複雑ナル家庭ヲ圓滿ニ修ムルモ勇氣アル人ナリ

一、自己ノ拙ナル技術ヲ人ノ前ニテナスハ勇氣アル人ナリ

一、怒ヲ耐ヘルハ勇氣ナリ

一、情慾ヲ制スルモ勇氣ナリ

一、上ヲ見ス自己ノ身分ヲ考ヒ驕奢ヲ制スルモ勇氣ナリ

一、茲二十年間ノ曉ヲ見ヨト云フ意氣込ニテ惠心從事スルハ勇氣ア
ル人ナリ

一、常々人ニ接スルニ温和ヲ旨トスルハ勇氣アル人ナリ

一、虚榮心ヲ制スルハ勇氣アル人ナリ

一、他ヲ諫ムル者ハ勇氣アル人ナリ

其四 信 儀

- 一、約束ヲ違フル勿レ
- 一、人ト約ヲナサハ必ス固ク守ルヘシ一度約シタル事ヲ違ヘハ人ニアラスト思フヘシ
- 一、万事能ク始メニ思案シテ後ノ誤リナク悔ナカラシコトヲ圖ルヘシ事ヲ思案セスシテ輕々シク行ヘハ必ス誤リアリ後悔アリ
- 一、明日行フヘキコトアラハ必ス今日ヨリ其事ヲ思ヒ料リテ定ムヘシ明朝使ヲツカハシ文ヲ贈ラント思ハ、今夕ヨリ書キ調エテ使ニ命スヘシ
- 一、自己ノ盡サザルヘカラサルコトヲ盡スハ即チ義ナリ
- 一、友ニ信ナキモノハ万卷ノ事ヲ諳ンシ多能多藝ナリトモ何ノ用ヲカナサン
- 一、正直ニシテ表裏アル勿レ

- イ、一見掛賣ヲナス勿レ
- ロ、見本ト賣品トハ同一ナレ
- ハ、過チヲ恥チテイツハリ飾ルヘカラス是レ心ヲ欺キ人ヲ欺クナリ
- 一、自己ノ入營中或ハ戰鬪ニ従事シタルヲ等ニ就テ誇大ニ語ル勿レ
- 一、信用ハ立身出世ノ基礎ナリ
- 一、人ノ信用ハ万金ニ換ヘ難シ其信用ハ信義ヲ守ルヨリ生ス
- 一、信用トハ人カ便リニ思フヲナリ假令ハ某ニ相談スヘシ彼カ一度請合ハ間違ナシ彼レニ委セハ大丈夫ナリト云フ如キ是レナリ
- 一、朋友相信ストハ左ノ諸項ノ實行ヲ云フ
 - 互ニ智識ヲ交換スルヲ
 - 互ニ利益ヲハカルヲ
 - 事業ヲ助ケ合フヲ

困難ヲ助ケ又危難ヲ救フ
 忠告ヲ喜テ容ル、
 遺族ヲ救助スル
 胸襟ヲ開キ相談スル
 善ヲ勸奨スル
 惡ヲ戒告スル
 樂ヲ共ニスル
 苦ヲ共ニスル
 音信ヲ通スル
 亡友ノ祭祀ヲナス
 約束ヲ違エサル
 禮儀ヲ欠サル
 僞ヲ言ハサル

交ヲ違エサル

其五 質 素

本章其一第五節「恭儉」ノ部ニ述ヘタルコトノ外ニ就テ記ス

- 一、自己ノ分限(身ノ程)ヲ知レ
- 一、人ノ美シイ衣服ヲ見テ自分ニ欲イト思ヘハ先ス自己ハ着用シ得ル身分ナリヤヲ考ヘヨ
- 一、衣服ハ身ノシルシナリ身ニ應スル正シキ物ヲ擇フヘシ
- 一、常ニ儉約ニシテ財ノ畜アレハ不時ノ變ニ遭フモ困窮セス平常覺悟ナケレハ變ニ遭ヒ如何トモナスコト能ハス
- 一、財ヲ多ク貯ヘテ餘リアラバ人ノ益アル事ニ使フヘシ
- 一、君子ハ安ニ財ヲ費サ、ルカ故ニ餘財アリテ人ヲ救ヒ惠ミ財ヲ用フヘキ事ニハ吝マス
- 一、人ハ常ニ「ラシク」ト云コトヲ忘ルヘカラス(身分相應)

- イ、労働者ハ労働者「ラシク」紳士ハ紳士「ラシク」貧者ハ貧者「ラシク」セヨ
- ロ、驕奢華美トハ「ラシク」カラサルヲ云フ即チ労働者ガ紳士「ラシク」バナマノ帽子ヲ被リ青年ガ襟卷ヲナスカ如シ
- 一、金銭使用ノ心得
- イ、金銭ハ容易ニ得ラレサルモノナルコトハ多クノ者ハ實驗シ又労働者ニ就テ目撃セシ所ナルヘシ
- ロ、親ノ財産ヲ得タル者ハ金銭ヲ消費スルニ際シテハ之カ如何ニシテ生産シタルカヲ一考セヨ
- ハ、分ニ過キタル金銭ノ消費ハ往々罪惡ヲ構成スルハ其例ニ乏シカラス
- ニ、克己及質素ノ美風ヲ養成スルノ手段種々アリト雖モ先ツ金銭ノ節用ヨリ始ムヘシ

- ホ、金銭ヲ浪費スル片ハ其ノ結果父兄ノ心ヲ痛マシメ不孝トナルヘ、金銭ヲ使用スルニハ先ツ自己ノ収入ヲ考フヘシ
- ト、需用品ハ必要缺クヘカラサルモノニ止ムヘシ
- チ、金銭ノ受拂ニ關スル帳簿ヲ備ヘ之レカ出入ヲ明カナラシムル時ハ毎日消耗スル日用品ノ額ヲ知り爾後ノ出費ニ關シ大ナル參考ヲ與ヘ且經濟思想ヲ養成スルノ端緒トモナルヘシ
- 一、貯蓄
- イ、文明ト野蠻トノ區別ハ貯蓄心ノ有無ニアリ蓋シ野蠻人ハ將來永遠ノ幸福ヲ考フル智力腦力ナシ又自分不相應ノ慾望ヲ制スル氣力ナケレハナリ
- ロ、貯蓄ハ疾病、天災事變老後ノ慰安ニ備フヘキ正シキ人道ナリ則チ自己子孫並ニ國家ニ幸福ヲ與フル基礎ナリ
- ハ、貯蓄ハ収入以外ニ置カサルヘカラス故ニ日常費用ノ殘餘ヲ貯

分五年子利			割ノ厘二分四年子利				利合千
廿年目に	十年目に	五年目に	廿年目に	廿年目に	十年目に	五年目に	年次
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	毎月拾錢づ、預くれば
一六、一八〇	三、二七〇	六、〇〇〇	三六、三九七	二四、〇〇〇	二、六九八	六、〇〇〇	毎月壹圓づ、預くれば
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	毎月參圓づ、預くれば
一七四、五二〇	二七、〇九〇	八、九〇〇	三六〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二八、八二三	六、七三六	
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	
五三三、五〇〇	一一一、二〇〇	二六、七〇〇	一〇八〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	八六、八六七	二〇、三三二	

一、貯金ハ左ノ如キ財産トナル
 リテ終ルヘシ戒メサヘベカラズ

金セシムル如キハ到底出來得ヘカラス故ニ貯金ハ日常欠クヘカラサル費用ノ一部ト見テ之レヲ行フヲ要ス
 外人カ俸給談判ノトキニ自己ノ生活ハ是レニテ足ルモ少シモ貯金ノ餘裕ナシト公言憚カラスト
 ニ、貯金ハ負債アルモ之ヲ實行スヘシ何トナレハ負債ヲ償却スルハ債主ニ對スル義務ナリ貯金ハ將來ノ幸福ヲ形造ル保護者ナリ則チ甲ハ謝恩ニシテ乙ハ幫助ナレハ共ニ欠クヘカラサルノ義務ナリ
 ホ、貯金ハ能ク華奢ヲ防キ得ベシ金錢物貨ノ現在ハ華奢ノ導火線トナルベシ故ニ一ノ制限ト名目ヲ付シテ貯金セハ不相應ノ費澤ヲ防止シ得ベシ
 ヘ、貯金ハ大ニ獎勵スト雖モ義理人情ヲ欠キ只貯蓄ニ耽ル如キハ人間ノ眞價ヲ知ラズ終身貨財ノ爲メニ苦シメラレ其奴隷トナ

利子年六分ノ割				割ノ
五年目に	十年目に	廿年目に	卅年目に	卅年目に
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金
六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、九〇〇
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金
六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、六、三〇〇
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金
六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金	利元 金金
六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇

忠節禮儀武勇信義質素ノ實行法ハ既ニ述ベ盡シタル
 モ尙左ニ我國民ハ此五ヶ條ノ何レヲ欠クモ人トシテ
 價値ナキユトヲ平易ニ説明セントス
 左ニ示ス第一圖ハ人類ノ手ニシテ掌ヨリ五指ヲ分岐

ス即チ掌ハ誠心ニシテ五指ハ勅諭ノ五ヶ條ナリ偕テ
 五指ヲ屈スレバ第二圖即チ一拳ヲ形成ス



第一圖

第二圖

第三圖

此一拳ハ五指ト掌ヨリ成リタルモノニシテ軍人精神ノ完成ヲ顯ス

此一拳ニ力ヲ加ヘ握リ締ムレバ鐵拳トナル

此鐵拳ハ既ニ大ナル威力ナルノミナラズ之レニ武器ヲ握ラシムレバ敵ヲ壓倒シテ國威ヲ發揚シ職業用具ヲ採ラシムレバ家運繁榮トナリ富國強兵之レヨリ生ス之レヲ勅諭ノ一拳五指ノ說ト云フ然ルニ若シ第三圖ニ示ス禽獸ノ手足ノ如ク五指ハ誠心タル掌ヨリ分岐セサレバ亦一拳ヲ形ルヲ得ス之レ鳩ニ三技ノ禮アリ鳥ニ半哺ノ孝アリ犬ニ義アルモ禽獸タルヲ免レサル所以ナリ人ニシテ第三圖ノ如キニ至レハ所謂人

獸心ニシテ何ノ用ニモ立タサルノミナラス一家一族ノ耻辱ナリ諸子省ヨ

抑勅諭ノ五ヶ條ハ軍人精神ニシテ又國民ノ精神ナリ蓋シ天地ノ公道人倫ノ常經ナレハナリ此精神ノ鞏固ハ忠君愛心ノ至誠ト献身論國ノ大節ヨリ發シテ戰場ニ於テハ攻撃精神トナリ寡ヲ以テ衆ヲ破リ平和ノ御代ニアリテハ大和魂トナリ武士道トナリ富國ノ基礎ヲナシ共ニ我國ノ精華ヲ發輝シ得ヘシ豈國民タルモノ誠心ヲ以テ之レヲ遵奉シ暫クモ忽ニスルヲ得ンヤ況ンヤ行ヒ易ク守リ易キニ於テチャ

吾人ノ信仰ハ勅諭ナラサルヘカラス勅諭ハ所謂「守

リ本尊ナリ」勅諭ノ御主旨ニ反スル者ハ則チ人道ニ
 叛ク者ナルヲ以テ人面獸心ノ笑ヲ招キ因果ノ惡報ヲ
 受クルニ至ルヘシ

在郷軍人ハ既ニ此精神ヲ磨上タルコト恰モ日本刀ノ
 如シト雖凡手入ヲ忘レ塩風ニ會ヘハ直ニ錆ヲ生ス故
 ニ諸子ハ三大節ハ勿論其他祭日或ハ先祖ノ忌日、或
 ハ陸海軍紀念日等廉アル時ニ際シ必ス五ヶ條ヲ奉讀
 シテ以テ自己精神ノ曇ヲ除カサルヘカラス

若シ出來得レハ毎朝奉讀スルニ勝ルコトナシ

宗教家ハ必ス朝夕佛前ニテ讀經回香ヲナス此時ニ於
 テ五ヶ條ヲ捧讀スル亦難キニアラス偉人ハ食前ニ捧
 讀シ或ハ就寢ニ際シテ拜誦シタリト云フ要ハ只人ノ

精神ニアリ

仮令無學ノ者ト雖凡讀書百遍意自ヲ通スト云フコト
 アリ諸子須ク實行ヲ期セヨ事ノ成ラサルハ成ラサル
 ニ非スシテナササルニアリ

以上述ヘタル精神ノ修養ヲ尙ホ自己、家庭、他人、家
 業、軍人會、郷黨、社會ニ對スル心得トシ類別シテ其
 要項ヲ述ヘントス之レ人倫道德ノ大本ハ精神修養ニ
 アルヲ以テ其重複ハ決シテ厭フ所ニアラス諸子亦本
 章ノ熟讀ヲ怠ル勿レ

其六 自己ニ對スル心得

- 一、人間ハ品性ヲ高ムルヲ要ス貴賤貧富ノ差別ナク國家ノ一員タル事ヲ自覺シ爲ス事ニ誤リナク、行フ事ニ不正ナク、自活自營、他人ノ救助ヲ受ケス他人ニ迷惑ヲ掛ケス、公益ヲ増進セシメ進テ倦マサレハ即チ品性ノ高キ人トナル
- 二、人間ハ各其位置ヲ自ラ覺リ其本分ヲ守リ職分ヲ完フスル爲メニ生レタル者ナリ若シ自己ノ身分ヲ覺ラズ其職分ヲ行ハズ只眼前ノ利慾ニ迷ヒ守ル所ナク盡ス所ナカラシカ途ニ人ニ排斥セラレ其糊口ニモ窮シ禽獸ニモ劣ルニ至ルヘシ
- 一、人ハ常ニ目ノ爲メニ欺カレ、耳ノ爲メニ疑ヒ、鼻ノ爲メニ迷ヒ口ノ爲メニ惑ヒ、身ノ爲メニ僞ル者ナリ之レヲ人間ノ五情慾ト云フ、此五情慾ヲ制スル人ハ必ス成效スベシ

- 一、五情慾ヲ制スルトハ如何、假令目ニ見、耳ニ聞クヒ先ツ第一ニ己ノ身分ヲ考ヘ其事ノ正邪、善惡ヲ研究シ身分相應ニシテ行フ所良心ニ恥チサレハ始メテ行フヲ云フ
- 近時ノ自己ノ身分ヲ考ヘズ從ニ他人ヲ真似セントテ人ヲ羨望シ人ヲ猜忌シ自ラ煩惱苦勞スル者少カラズ誠ニ笑フヘキ次第ナリ
- 一、何事モ心ノ置キ所一ニテ苦ト思ヘハ苦ナリ樂ト思ヘハ樂ナリ左ノ歌ハ誠ニ味フベキ所ナリ
- 1、心こそ心迷はす心なり、心に心心ゆるすな
- 2、心より心は安くなるものを、心でさわぐ我心かな
- 一、何事モ始メヨリ覺悟シ油斷セサレハ決シテ驚クコトナク、哀ムコトナク亦成ラサルコトナシ例令ハ灸ヲ受クルモ熱サニ堪エ得ルハ覺悟シ油斷ナケレハナリ
- 一、言語ヲ慎ムヘシ古ヨリ禍ハ口ヨリ出ツル故ニ口ハ身ヲ過ルノ斧

ナリ身ヲ滅ス及ナリト迄ニ戒メアリ

一、惡口シ罵言シ傲慢ナレハ怨必ス生ス言ヲ温和ニシ人ヲ尊敬シ怨ヲ制シ惡ヲ忍ヘハ怨自ラ滅ヒ反テ他人ノ尊敬ヲ受ルニ至ルベシ

一、堪忍ハ世渡ノ要訣ナリ堪忍スレハ人ヲ怒ラスコトモナク人ニ怨マル、コトモナク家ニ在リテ圓滿ヲ得ヘシ堪忍ノ涙ハ智ノ絞リ汁ナリト豈金言ナラスヤ

一、愧ヲ知ルハ人道ナリ、爲スヘカラサルヲ爲シ或ハ爲スヘキ事ヲ爲サス或ハ自分ノ心ニ疑ヲ生スルモ尙之ヲ改メルハ愧ヲ知ラサルナリ

一、人ハ廉潔ヲ貴フ、廉潔トハ足ル事ヲ知ルニアリ足ルヲ知ラサル者ハ慾心増長シテ惡道ニ墮ツ人道ヲ守リテ貧賤ナルヲモ決シテ恥ナラサルヲ知ルヲ云フ

一、人ハ各其分ニ安スルコト必要ナリ徒ニ自分ヨリ身上ノ者ヲ見ル

時ハ常ニ不足ヲ感シ猜忌心起リ疑惑トナリ邪念腦裏ヲ去ラス一
生苦痛ニ終ルヘシ

俗ニ曰ク上見テモ限リナシ下見テモ限リナシトハ金言ナリ

一、其分ニ満足スル心アレハ其仕事ハ常ニ乘リ氣ニナリ面白味ヲ生シ自然勉勵スル結果世人ノ氣受モ宜シ同情モ得心愉快ニシテ元氣充實スヘシ

一、何事ニモ諦ラメヲ付ケテ心ヲ安ンスルヲ要ス何ンニモナラヌ事ニ思ヒテ戀ス之レ愚痴ナリ覆水ノ盆ニ返ラサルコト落花再ヒ枝ニ上ラサルコトヲ思ヒテ諦ムル時ハ心機一轉シテ平常ニ復スル者ナリ世ニハ商業ノ失敗、農作ノ損害、船舶ノ覆没、行賞ノ厚薄等ニ愚痴ヲ洩シテ心胸ヲ惱ス者少カラス

一、徒ラニ己ノ不運ヲ悲ム勿レ「俗ニ運ハ天ニアリ牡丹餅ハ棚ニアリ」ト雖モ決シテ然ラス作ラサル牡丹餅ハ棚ノ上ニアラス口ニ

モ入ラス不平ヲ滿シテ働カサレハ開運ノ時ナシ幸運ハ働ク人ニ
來リ不運ハ怠惰ナルモノニ宿ルモノナリ

一、習慣ハ心ノ着物ナリ一度着ル時ハ容易ニ着換ルコト困難ナリ故
ニ良習慣ヲ造ルコト必要ナリ

一、困難ノ場合ニハ元氣ヲ出シテ之ニ堪ヘサルヘカラス艱難ハ成効
ノ父母ナリ

其七 家庭ニ對スル心得

一、家運ノ隆盛ハ則チ是レ國家ノ隆盛ナリ國カ無窮ナルト同様ニ家
ハ無窮ナラサルヘカラス

憲法發布ノ勅語中ニ「朕 我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民
ノ子孫ナルヲ回想シ其朕カ意ヲ奉體シ其朕カ事ヲ獎順シ相與ニ
和衷協同シテ益々我帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永
久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ別ツニ堪フル

ハコトヲ疑ハサルナリ」ト宣ハセラレタルハ一國ト共ニ其一家ノ

無窮ヲ望マセラレタルナリ

一、家ハ生活ノ本據ニシテ喜怒哀樂、利害等皆家ヲ以テ其根據ト
セサルハナシ故ニ一家ノ隆盛ト和親ヲ計リ而シテ永久ニ存續セ
シムルハ家長ノ最大義務ナリ

一、人間ノ眞ノ樂ミ眞ノ満足ハ一家ヲ成形シ、夫唱ヘハ婦之ヲ和シ
父母ノ仁慈、子女ノ孝順、兄弟ノ友愛、所謂相愛シ相樂ミ愉快
ニ歲月ヲ送ルニ過クル者ナシ是レ眞ニ極樂ナリ

一、一國ニ憲法アル如ク一家ニモ其家法ナカルヘカラス家法トハ人
道上ノ確言ニシテ例令ヘハ親ニ孝ヲ盡セ、家業ヲ大切ニセヨ、
嘘ヲ云フナ、火ノ元ヲ用心セヨ等種々其家ニ依リテ異ナルヘシ
軍人ニアリテハ一朝事アル時ハ一家族ヲ顧ミス召集ニ應スベキ
コトヲ覺悟スベシト云フ如キハ家法ノ第一ニ置クヘキ事トス

一、家庭ノ和親團樂ハ左記ノ事ヲ守ルニアリ

- イ、家長ハ率先シテ家法ヲ守リ手本ヲ示スコト
- ロ、先祖並ニ親ニ對シテ孝ヲ盡スベシ忠孝ハ善事ノ極ナリ
- ハ、長老ニ對シテハ相當ノ尊敬ト注意ヲ拂フヘシ
- ニ、妻子、兄弟等ニ對シテハ慈愛ト同情ヲ以テ接スヘシ
- ホ、家族ガ家長ニ對スルニハ柔順ト尊敬ト忠實ト勉勵トヲ以テスベシ

世人往々家庭ノ不和ハ多クハ頑固ナル老人、舅姑ト新婦ノ融和ヲ欠クニ基因スト云フ者アリ固ヨリ世ノ老父、舅姑ノ中ニハ頑固沒常識ノ者ナキニアラスト雖モ絕對ニ之ト爭論スベキ者ニアラス柔順ト尊敬、親切ヲ以テセハ必ス心裡ニ融和ト快感ヲ與ヘ遂ニ信用シ歸服セシムルニ至ルヘシ

一、家長ハ家庭ヲ扶養シ子孫ヲ教育スルノ責任ヲ有スル者トス

家族ハ艱苦ヲ共ニシ自他ノ幸福ヲ増進シ品性ヲ高メ氣象ヲ壯ニシ志ヲ磨キ業ニ勉メ分ニ従ヒテ公私ノ務ヲ盡シ當ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ以テ家庭ノ進運ヲ扶持セサルベカラス

家庭ニアルモノ克ク此精神ヲ鍛練ス故ニ身心ヲ君國ニ献ケ義ヲ重シ節ヲ尚ヒ恥ヲ知り名ヲ惜ミ死生ノ間ニ從容タリ此精神ハ我國民ノ昔ヨリ研キシ所ニシテ我日本ノ精粹ニシテ戰爭ノ勝敗ハ勿論家運ノ隆替ハ一ニ其消長ニ繫ルモノトス

故ニ家長ハ坐臥寢食ノ際ニアリテモ細心注意シ家族ヲシテ其鍛鍊ニ餘念ナカラシムヘシ而シテ率先躬行家族ヲ誘導シ一致和熟ヲ圖リ家庭ノ名譽ヲ發揚スルコトニ勉ムヘシ

一、家長ハ諸種ノ手段ヲ盡シテ精神教育ヲナシ特ニ兵役義務ヲ有スルモノハ意ヲ用ヒ出テハ忠良ナル軍人トナリ歸リテハ淳朴ナル國民トシテノ資性ヲ養ハシムルヲ要ス

- 一、義務教育ヲ怠ル勿レ忠孝ノ道ハ教育ヲ受クルニヨリ發達ス
其八 他人ニ對スル心得
- 一、他人ノ品性人格ヲ尊重スル事ハ禮義ナリ世渡ノ要訣ナリ人ニシテ自利ヲ主張シ只自己アルヲ知リテ他人アルヲ知ラサル者ハ世ニ立チ人ニ交ルコトノ出來サル人ナリ
- 一、人ニ交ルニハ凡テ誠心ヲ以テスヘシ正義ニ勝ツヘキ惡魔ナシ
- 一、良友ヲ撰メヨ、血ニ交レハ赤クナルトハ金言ナリ良友ハ善ヲ勸メ惡ヲ誡メ所謂慶吊苦樂ヲ共ニス遠キ兄弟ヨリモ近キ友人トハ此事ナリ
- 一、昔ヨリ向ヒ三軒兩隣リト言ヒテ近所ハ互ニ親シクスヘシ又遠キ親族ヨリハ近キ他人ト云ヘル諺アル如ク其力ヲ恃ムニ急ナル事アレハ遠キ親類ニモ勝ルモノナリ
- 一、人ノ密事ヲ他人ニ語ル勿レ、人前ニテ善ヲ語り惡ニテ惡ヲ語ル

- 勿レ、欺ヲ教ヘ酒色ヲ勸ムル勿レ
- 一、友道トシテ守ルヘキ事七アリ、曰ク爲シ難キ事モ能ク爲ス、曰ク與ヘ難キヲ能ク與フ、曰ク忍ヒ難キヲ能ク忍フ、曰ク能ク密事ヲ相告ク、曰ク互ニ相庇護ス、曰ク苦ニ遭フテ捨テス曰ク貧賤ヲ輕蔑セス是ナリ
- 一、俗ニ曰ク同情慈善ハ人ノ爲メナラス途ニ環リ廻リテ身ノ爲トナルトハ金言ナリ
- 一、佛語ニ曰ク慈悲心ハ即チ是レ一切安樂ノ因縁ナリ慈悲ヲ離レテ善法ヲ得ルコトナシト
- 一、謙遜ニシテ禮義ヲ守ルハ美德ニシテ其人ノ價值ヲ高ムル者ナリ傲慢不遜ナル者ハ人格ヲ下墜ス
- 一、舊交ヲ忘ルナ自己富メハ貧シキ人ハ敬遠スル様ニナルヲ以テ注意スヘシ

一、人ヲ使用スル時ニハ必ス左ノ注意ヲ要ス

イ、下婢、下男、丁稚、小僧ニ至ルマデ決シテ輕蔑シ酷使スヘカ
ラス何トナレハ彼レモ其家構成ノ一員ナリ主從ノ差アリト雖
モ彼ナクテハ其一家成立セサレハナリ

ロ、使役者ノ身ノ上ニ注意スヘシ使役者ノ目的ヲ達スル様ニ訓戒
シ指導シ彼レモ又人ノ子ナリト云フ考ヲ以テ愛撫訓育シ其將
來ノ保護周旋ヲナサハ彼レハ自然ニ其恩ニ感シ行先キヲ樂ミ
正直忠實ニ主家ヲ第二ノ實家ト心得テ働クニ至ルヘシ

ハ、使役者ノ任務ヲ明シ其範圍ニ於テハ充分ニ使用スヘシ既ニ信
用ヲ受ケレハ愉快ニ働クヘシ

但シ信用ハ放任ニアラス必ス監督ヲ怠ラサルヲ要ス監督ハ第
一ニ仕事ノ良否ヲ明ラカナラシメ第二使役者ノ手ヲ抜クコト
ニ防ギ第三罪惡ヲ豫防スルヲ得ヘシ

二、世ニハ給料ノ爲メニ雇ハレ給料ニテ雇ヒタル者トシテ其間ニ
主從恩愛ノ情ナク酷薄ニ使用シ交代頻繁是レヨリ家ノ醜態ヲ
暴露スル者少ナカラス

一、使役者ノ主人ニ對スル心得左ノ如シ

イ、假令下婢、下男ト雖モ爲スヘキ仕事ハ大切ニ自己ノ天職ト心
得テ忠實ニ働クヘシ

ロ、主人ノ命ハ心地ヨク受ケテ仕事ヲナセ然ラハ仕事ハ主人ヲ喜
スニ至ラン

ハ、主家ハ第二ノ實家ナリ主ニ對スル恩ハ尙ホ親ニ對スル如ク心
得ヘシ仕事大切ト忠實ニ表裏ナク働ク時ハ鬼ノ眼ニモ涙ノ諺
ニテ遂ニ信用ヲ得ルニ至ルヘシ殊ニ主家ノ秘密ハ自家ノ秘密
ト心得テ口外スヘカラス然ル時ハ立身出世ノ開運ノ時期モ亦
來ルモノナリ

二、主人ニ對スル勤メ振リハ左ノ團扇ニ對スル狂歌ノ返歌ノ如ク
ナラサルヘカラス

團扇ニ對スル狂歌

辛くともしんほうしてくれ團扇さん秋風吹けは暇はやるそよ

右ノ返歌

何のその御用に立つなら何時迄も例合此身は骨となるとも

ホ、世ノ中ニハ前述團扇ノ返歌ノ如ク勤メ舉ケ遂ニ主人ノ養子ト

ナリ或ハ支店長トナリシ例少ナカラス

ヘ、責任ヲ重シ成果ヲ樂ムヘシ責任ヲ重スル時ハ忠實トナリ成果

ヲ樂ム時ハ勉勵セサルヘカラサル事ヲ自ラ覺ルニ至ルヘシ

ト、身上ヲ明ニスヘシ主家ヘ對シテ經歷ト希望トヲ明示シテ隠ス

所ナキ時ハ主人モ疑ヲ持タス信用スルノ基礎トナルヘシ

其九 家業ニ對スル心得

一、家業ハ如何ナル家業ト雖凡テ自己ノ天職ト心得他ヲ顧ミス勞

ヲ惜マス忠實ニ勤クヘシ俗ニ曰ク稼クニ追ヒ着ク貧乏ナシト

二、金錢ハ天下ノ通寶ナリ勤テ取レ

一、何事モ規律的ニ行フヘシ規律ノ効果ヲ舉クレハ左ノ如シ

イ、規律ハ時間ヲ節約ス規律ナキ者ハ勤クニモアラス遊フニモア

ラス只グズ／＼ト時間ヲ消耗ス故ニ規律アル者ト比較セハ一

日ニ一時間乃至二時間ノ差ヲ生スルヲ常ナリ今仮リニ五人ノ

家族カ毎日規律正シク一齊ニ仕事ヲナシ不規律ノ家ヨリ一時

間多ク勤クトセハ一年間ニハ千八百二十五時間十年ニハ一萬

八千二百時間ナリ之ヲ金錢貨物ニセハ果シテ幾何ソヤ歸休兵

豫備兵ノ如キハ此覺悟ヲ以テ茲二十年ノ先キヲ目標トシテ勤

クヘシ成功疑ナシ

ロ、規律ハ經濟ヲ利ス一家ノ收入ト支出トヲ考ヘ其費用ヲ一定シ

分ニ應シ宜シキヲ得ルハ經濟的規律ノ妙用ナリ

ハ、規律ハ幸福ノ基礎ナリ身分相應ノ服裝ヲナシ其容儀ヲ正シク
スルハ是レ態度ノ規律ナリ之レ言語動作能ク禮儀ニ合セハ其
人ノ品性人格ヲ高尚ニシ自然ニ相手ヲシテ敬服セシメ其結果
他人ノ信用ト尊敬ヲ受クレハナリ

二、規律ハ團體ノ精神ナリ人心ノ異ナルハ其面ノ異ナル如シ其心
ヲ異ニセハ其行動ノ齊一ナラサルハ當然ナリ之ヲシテ整然ト
一人ノ行動ノ如クナラシムルハ一ニ規律ノ嚴守ニ外ナラス

一、家業ハ元氣能ク實行スヘシ目的ノ成就スルト否トハ其人ノ元氣
ノ多少ニ依ルヘシ大ナル望ヲ達スル人ハ必ス非常ナル元氣ヲ有
スル人ナリ實ニ元氣盛ナル時ハ惡魔モ屏息シ諸神護衛シテ百事
ナラサルハナヘシ

一、元氣ニ働クモノハ心常ニ面白ク苦勞ヲ感スル事ナシ元氣ナキ人

ハ小難ニ遭ヘハ落膽シ百事皆憂苦ノ種トナリ終ニ目的モ成就ス
ルコトナシ

一、能ク働キテ能ク休息スル時ハ精神常ニ壯快ナリ怠ル者ハ休ムニ
規律ナク精神益々倦怠ス

一、各自ノ職業ニ關スル法律規則ヲ知レ
新ニ事業ヲ起シ或ハ新ニ職ヲ求メントスルトキハ先ツ夫レニ付
テノ法律規則ヲ知リテ後始メテナスニアラサレハ意外ノ事件發
生ス

一、人ノ職業ハ一寸見ルトヨイケレモ人ノ苦勞ハ知ルヲ得ス能ク考
ヘテ其道ノ人ニ聞キ確實ト認メタル後ニアラサレハ必ス父祖傳
來ノ業ヲ捨ツル勿レ

一、初メ貧クシテ後ニ富メル人、初メノ貧シキ時ヲ忘レヌシテ奢ラ
サレハ長ク其富ヲ保チテ失ワス又初メノ賤シキ時ヲ忘レヌシテ

怠ラサレハ長ク其貴キヲ保チテ失ハス

其十 軍人會ニ對スル心得

- 一、軍人會ハ精神團體ナリ
- 二、軍人會ノ趣旨目的ヲ能ク了解シ會ニ對スル義務ヲ盡スヘシ
- 一、退營シタルトキ或ハ分會ヲ轉シタルトキハ直チニ分會長ニ申告スヘシ
- 一、會合ノ際ニハ必ス繰合セ出席スヘシ一年ニ僅々數回ノ會合ニ出席セサルハ能ハサルニアラス出席スルノ精神ナキ人ナリ
- 一、正當ノ事故ナク欠席スルハ既ニ軍人精神ノ消滅ヲ証スル者ナリ
- 一、講話會ノ如キ時ハ一般人士ニ會ノ精神ヲ知ラシムルコトニ勉ムヘシ
- 一、地方町村自治ノ下ニ於ケル事業ノ改良進歩假令ハ産米ノ改良蠶業ノ進歩組合組織等ノ如キニハ軍人會ハ卒先シテ之レニ當ルヲ

要ス

- 一、規約ノ履行ヲ確守シテ發展ヲ期スヘシ
 - 一、諸氏ハ互ニ忠告ヲナシ能ク忠言ヲ容レテ自己ノ精神ヲ練リ而シテ家庭ヲ治メ以テ在郷軍人會ノ目的ヲ達セサルヘカラス
 - 一、分會ハ在郷軍人ノ自營ニ属スルモ地方官公吏及有力者ノ誘掖及助力ヲ得テ圓滿ニ發達スルニアラサレハ自營發展ノ實ヲ擧クルヲ得ス
 - 一、役員ハ勿論會員ハ能ク此趣旨ヲ會得スヘシ茲ニ注意スヘキハ自己勵マズシテ他力ニ依テ發達ヲ期スルカ如キハ誤解ノ甚シキモノナリ
 - 一、軍人會ノ勢力ヲ政治ニ利用スヘカラス
- 第一節 在郷軍人會設立セラレタル所以
- 一、將來ノ戰爭ニ我軍隊ハ在郷軍人七分ニ現役軍人三分位ノ割合テ

編成ヲスルノテアルカラ在郷軍人が精銳ヲナケレハ駄目テアルカラテアル

一、在郷軍人ノ精銳トハ在營間ニ教育セラレタル事ヲ思ヒ返シテ先ツ自己カ在郷軍人ノ本分ヲ盡シ而シテ朋友互ニ忠告シ相依リ相扶ケ精神善良ナル團體ヲ作り其上ニ在營間教育セラレタル技能ヲ失ハス然ル後之レヲ其地方ノ人ニ及ホシ國民ニ尙武心ヲ普及シ國民皆兵ノ實ヲ擧ケルノテアル

一、不穩健ナル思潮ノ社會ノ一隅ニ現ハルル間ニ立チ毅然トシテ勸諭ノ精神ヲ履行シ善良ナル國民ヲ作ルハ國民一般ノ研究從事スル所ナルモ先ツ在郷軍人ヲ以テ其中堅トスルノヲ必要ト認メタカラテアル

一、在郷軍人ノ品位ヲ進メ且ツ國民ニ尙武思想ヲ啓發スル爲ニ十數年以前ヨリ在郷軍人會ヲ各町村ニ設ケ過キシニ大戦役ニ其効果

ヲ擧ケタルモ將來在郷軍人ハ益精銳トナラサルヘカラナルカ故ニ過去ノ在郷軍人會ノ如ク各別各個ノ團體組織ニテハ誠ニ心細イカラ明治四十四年ニ於テ目下ノ組織ニ變更シタノテアル

第二節 在郷軍人會ノ目的トハ如何

一、勸諭ノ精神ヲ奉体シテ

在郷軍人ノ品位ヲ進メシテ軍人精神ヲ振作スルヲ

一、體軀ヲ練ルヲ

一、軍事智識ヲ増進スルヲ

以上ノ目的ヲ達スルヲ得ハ在郷軍人ハ眞ニ平時我國ノ模範的國民ニシテ戰時ハ忠良ナル軍人ト云フヲ得ヘシ而シテ地方青年ノ練武体育風教ノ改善ニ資シ進ンテ殖産興業ヲ發達セシメ一般人心ヲ向上セシムルヲ得ン

第三節 在郷軍人會ノ事業

在郷軍人會ハ其目的ヲ達スル手段トシテ概テ左ノ事業ヲ行フ

- 一、三大節ニ於テ遙拜式及勅諭奉讀式ヲナシテ精神ヲ喚起ス
- 一、陸軍紀念日ノ祝典ヲ催シ將來ノ戰爭ニ勝利ヲ得ルコトヲ計ル
- 一、戰役死亡者ノ祭典或ハ追吊會ヲ催シテ益尙武心ヲ向上セシメ且ツ殉國者ノ德ヲ歌フ
- 一、廢兵戰病死者遺族
 - ヲ救助シ優遇シ武士ハ相見互ノ實ヲ舉ク
- 一、會員ノ傷痍、疾病、貧困、災厄
- 一、在營兵家族ノ困窮
- 一、會員タリシモノノ孤獨ノ困窮
- 一、有勳者ノ名譽ヲ保持セシム
- 一、愛馬心ヲ普及セシメ馬匹改良ニ資ス
- 一、在營兵卒ト軍隊トノ連繫ヲ密ニス
- 一、會員死亡セハ會葬シ又ハ葬祭ヲ行フ

一、身體ノ強健ヲ促シ武技ニ習熟スル爲ニ擊劍會、射擊會等尙武ノ技ヲ催ス

- 一、精神修養ト軍事的能力ヲ發達セシムル爲ニ講話會ヲ開ク
- 一、機關雜誌戰友ヲ講讀シ智識ヲ博メ且ツ精神修養ニ資ス
- 一、軍隊ノ事情ヲ一般ニ知ラシメ現役兵父兄ヲ安心セシメ且ツ現役兵ノ元氣ヲ鼓舞獎勵シテ軍隊教育ヲ容易ナラシム
- 一、軍隊教育ノ豫習ヲナス
- 一、軍隊ノ行軍演習ニ當リ之レニ便宜ヲ與フ

其十一 軍旗及教育ヲ受ケタル上官ニ對スル心得

- 一、軍旗ニ對シテハ服裝ノ如何ヲ問ハス必ス敬禮スヘシ蓋シ軍人精神ハ服裝ニ依リテ變化スル者ニアラサレハナリ
- 一、軍旗ノ尊嚴ヲ一般國民ニ知ラシメサルヘカラス
- 一、軍旗ハ陛下ヨリ「汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ以テ

我帝國ヲ保護セヨ」ノ勅語ト與ニ國民代表者ノ集マレル徵兵管區ノ聯隊ニ下賜セラレタル者ナルヲ以テ徵兵管區ノ國民一同ニ下賜セラレタル者ト心得フヘシ。

一、古ヨリ我カ軍旗ノ向フ所必ス勝ツハ一度軍旗ノ翻ヘルヲ拜セハ勇氣百倍シ只君國アルヲ知リテ身ヲ忘レシニ外ナラス嗚呼軍旗ハ軍人ノ歸依スル神様ナリ故ニ國民一般敬禮ヲナササルヘカラス

一、教育ヲ受ケタル上官ノ恩ハ決シテ忘ルヘカラス諸子ハ在營間諸種ノ艱難辛苦ヲナシタルナラン今ヤ良兵則チ良民トシテ一般人士ノ尊敬ヲ受ケ世ニ立チ人ニ交ルモ恥ツル所ナキニ至リタルハ一ニ上官ノ賜物ナルヘシ

一、退營販郷ノ上ハ直チニ身ノ落着チ報シ上官ニ安堵ヲ請ヒ在營中ノ恩ヲ謝スヘシ此ノ心ノ起ラサルハ未タ精神修養ノ足ラサル

ナリ

一、寒暑ノ見舞ヲ忘ル勿レ（端書ニテ差支ナシ精神カ現ルレハ可ナリ）

一、親戚知己ノ入營ノ際ハ勉メテ同伴シ本人ニ便宜ヲ與フルト同時に上官ニ面會シテ久濶ノ情ヲ述フヘシ上官ハ諸子ノ健全ナルヲ見レハ如何ニ喜フナラン

一、自己ニテ決心スルコト出來サルコトアラハ相談セヨ上官ハ必ス親切ニ教フ

其十二 青年ニ對スル心得

一、青年ハ實ニ第二ノ軍人ナリ將來國家ノ干城ナリ其家ニ取リテハ相續者タリ則チ國運ノ隆盛ハ亦青年ノ元氣ニ俟タサルヘカラス

一、青年時代ノ智能、身体ノ發育盛ナル時ナレトモ思想薄弱ニシテ善トナリ惡トナリ正トナリ邪トナルモ一ニ教育指導ノ如何ニア

- リ故ニ善道ニ導カサルヘカラス
- 一、在郷軍人ノ鍛練シタル精神ヲ以テ青年ニ模範ヲ示シ指導シ監督スルハ誠ニ諸氏ノ最大義務ナリ
 - 二、青年ヲ指導シ監督スルニハ須ク青年會長ト和衷協同シテ行ヒ決シテ青年會長或ハ之ヲ監督スル町村長等ノ意圖外ニ出ルヲ許サス青年會ノ目的趣旨ハ地方ニ依リテ多少ノ差アリト雖左ニ掲クルハ明治四十三年四月二十六日名古屋市ニ於ケル全國青年大會ニ於テ内務文部兩省ト協議ノ上青等團員ノ確守スヘキ事項トシテ決議セシモノナルヲ以テ茲ニ録ス能ク其真隨ヲ知ルヘシ
 - 1、教育勅語並ニ成申詔書ノ御趣意ヲ奉体スヘキコト
 - 2、忠君愛國ノ精神ヲ養フヘキコト
 - 3、團體ヲ重シ祖先ヲ尊フヘキコト
 - 4、克ク父母ニ仕ヘ一家和合ヲ圖リ身ヲ修メ家ヲ興スコト

- 5、常ニ自治團體ノ一員タルコトヲ忘ル、コトナクシテ先輩ヲ敬ヒ隣保ヲ愛シ郷里ノタメニ力ヲ盡スヘキコト
 - 6、業ヲ勵ミ産ヲ治メ國力ノ増進ヲ心懸クヘキコト
 - 7、職業ニ必要ナル智識技能ヲ補習シ世ノ進歩ニ後レサランコトヲ心懸クヘキコト
 - 8、心身ヲ鍛練シ勤勞ヲ愛スル習慣ヲ養フヘキコト
 - 9、互ニ善行ヲ勵ミ風紀ヲ正クシ善良ナル郷風ヲ作ルコトニ心懸クヘキコト
 - 10、質素ニシテ分度ヲ守リ進ンテ公益ヲ廣メ慈善ヲ行フヘキコト
 - 11、一致協力ノ習慣ヲ作り公共ノタメ有益ナル事業ヲ起サン事ニ心懸クヘキコト
 - 12、公衆衛生ヲ重シ各自ノ健康ヲ保タンコトニ注意スヘキコト
- 一、青年ニシテ烟草ヲ喫スルハ身体發育ニ害アルノミナラス二十歳

未滿ノ者ノ喫煙ハ法律ノ禁スル所ナリ

一、青年入營スル時ハ左ノ通報アルコトヲ指示シ奮發心ヲ起サスヘシ

1、現役下士兵卒ニシテ現役滿期トナリ若ハ現役ヲ免除セラレ又ハ歸休ヲ命セラレタルトキハ其部隊ヨリ品行、勤務振リ等ニ就テ在隊間成績調書ヲ作り聯隊區司令官及部長ヲ經テ市町村長ニ之レヲ送附セラル
教育ノ爲メ召集セラレタル補充兵ニシテ其召集ヲ解除セラレタルトキ亦全シ

2、市町村長ハ前項ノ調書ヲ整理保存シ轉籍シタル者ノ調書ハ之レヲ轉籍地ノ市町村長ニ送付ス

一、入營ノ壯丁ニ對シテ豫習教育トシテ普通學体提或ハ隊内ノ模範ヲ語リテ勇進安心シテ入營スル様勉ムヘシ

一、軍隊ハ軍人精神則チ國民精神ヲ嚴格ニ修養セシムル所ナレハ怠惰安逸ヲ許サス故ニ薄志弱行ノ青年ニハ多少辛ク感スル所アルモ是レ身ヲ修ムル父母ナレハ當然ノコトナルコトヲ覺悟セシメヨ
一、青年ハ早晚徵兵トナルモノナリ故ニ之レニ關スル大要ヲ左ニ示シテ參考ニ資ス

年 度 滿二十歳トナリ徵兵ニ當ルモノ

○徵兵適齡

大正元年	明治廿四年十二月二日生ヨリ廿五年十二月一日生迄
大正二年	明治廿五年十二月一日生ヨリ廿六年十二月一日生迄
大正三年	明治廿六年十二月二日生ヨリ廿七年十二月一日生迄

二十歳未滿ニシテ現役ヲ終ヘタルモノ及現役中ノ者ノ外ハ毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歳ト爲

○適齡届

ル者ハ其年ノ一月中二十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿二十歳トナル者ハ翌年十一月中ニ又ハ學校若クハ外國ニ在ルノ故ヲ以テ徵集ヲ猶豫セラル、者ニシテ二十八歳若クハ三十二歳迄ニ其事故止ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ(戶主ニ非ザル者ハ戶主ヨリ)本籍ノ市町村役場ニ届出ヲナスヲ要ス

○徵集延期

- 一、體格健全且ツ強壯ナルモ身幹未満足尺者
- 二、疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪エサルモノ
- 三、公權ノ剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重輕罪ノ爲メ訊問若ハ拘留中ノ者
- 四、徵集ニ應スル時ハ其家族自活シ能ハサルノ確證アル者但本人ノ願ニ由ル〇其事故三箇年ヲ過ルモ尙止マサルモノハ國民兵役ニ服セシム
- 五、現役兵入營前「徵集ニ應スルルハ家族自活シ能ハサル」ノ事故ヲ生シタルルハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

○徵集猶豫

滿十七歳以上廿八歳以下ニシテ官立學校、小學校及撰科等ノ別科ヲ除ク府縣立師範學校中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認めタル學校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學、政治理財學ヲ教授スル學校ニ在ルモノ本人ノ願ニ依ル滿廿八歳迄徵集ヲ猶豫ス其事故廿八歳迄ニ止ミ又ハ之ヲ過クルモ尙止サルモノハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

朝鮮、露國領沿海洲、露國領薩哈連、清國、香港澳門以外ノ外國ニアル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ猶豫ス〇滿三十二歳迄ニ飯朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ三十二歳ヲ過クル者ハ國民兵役ニ服セシム

現役(陸軍ハ三ヶ年)ニシテ滿二十歳ニ至リタル(海軍ハ四ヶ年)ノ之ニ服ス

○兵役

常備兵役

陸軍現役歩兵科兵卒及電信隊ニ屬スル工兵科兵卒ニシテ勤務ヲ習得シタル者ハ當分ノ内服役三年ノ終ニ於テ歸休セシメラル

豫備役〔陸軍ハ四ケ年四ケ月〕ニシテ現役ヲ終リタルモノ之レニ服ス

後備兵役

〔陸軍ハ十ケ年〕ニシテ常備兵役ヲ終リタルモノ之レニ服ス

補充兵役

〔陸軍〕十二ケ年四ケ月ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

〔海軍〕一ケ年ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者之ニ服ス

國民兵役

第一國民兵役〔後備兵役及第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス〕

第二國民兵役〔常備兵役後備兵役補充兵役及第一國民兵役ニアラサル者之ニ服ス〕

○志願服役

一、二十歳ニ至ラスト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ因リ現役ニ服スルコトヲ得

二、壯丁中身体検査ニ合格シタルモノハ抽籤ノ法ニ依ラヌシテ現役ニ服センコトヲ志願スルコトヲ得

○入營延期

一、現役兵入營ニ際シ父母ノ疾病危篤或ハ死亡ノ爲メ入營ノ延期ヲ願フ者ハ二十日以内ノ延期ヲ許ス

一、陸海軍生徒志願ノ者ニ對シテ知ルヘキ事項

1. 志願者ノ年齢左ノ如シ

士官候補生及主計候補生

年齢滿十七年以上廿一年未滿現役下士ヨリ志願スル者ニ在リテハ二十六年未滿

海軍兵學校及海軍機關學校

年齢滿十六年以上二十年以下

陸軍中央幼年學校豫科生徒及陸軍地方幼年學校生徒

年齢満十三年以上十五年未滿

砲兵工長候補者

年齢満十七年以上二十三年未滿

2、左ノ各號ノ一ニ該ル者ハ採用セス

一、妻アル者見習醫官、見習獸醫官、衛生部、見習藥劑官及獸醫部依託學生全依託生徒志願者ヲ除ク

二、本人又ハ父若ハ戸主家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得サル者及身代限りノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

3、志願者願書ヲ差出シタル後入隊又ハ入校迄ノ間ニ於テ轉籍、轉住、氏名變更、犯罪、死亡其他願書ニ記載シタル事項及保證人等ニ異動ヲ生シタルトキハ本人又ハ保證人ヨリ最初願出ノ順序ニヨリ速ニ届出ヘシ

前項ノ届書ニハ本籍地、族稱氏名及檢査場ヲ記載スルコトヲ要ス

4、入校、入隊ノ榮ヲ得タル者ニ就テハ尙注意スヘキ事項アリ役場ニテ能ク承合スヘシ

其十三 郷黨ニ對スル心得

一、退營ノ際盃、繪葉書其他諸種ノ土産物ヲ郷黨ニ持チ歸ルハ昔ノ事ナリ今ノ土産物ハ軍人精神則チ國民ノ模範タル行爲ナリ

一、退營或ハ轉住シタルトキハ町村長ニ申告スヘシ

一、諸子ハ先ツ左ノ件ヲ奮勵實行シ以テ模範ヲ示セ

朝起 在郷軍人ノアル家ハ普通ノ家ヨリ朝起セヨ

規律 計畫シテ仕事ヲナシ冗時ヲ除ケ其日ノ仕事ハ例令夜遅クナルモ終リ決テ翌日ヲ頼ム勿

早出遅引

例令五分乃至十分ニテモ可ナリ決テ人ヨリ遅出早引スヘカラス

親切ナレ

事務ヲ採ルモノハ條規ヲ明ニシ時間ヲ正確ニシ事務ノ整理ヲ迅速確實ニセヨ

労働スルモノハ骨身ヲ惜マス働ケ

商人ハ掛値ナク又一厘ノ價モ負クルナ又見本ト賣品ノ品質ヲ違ナ

一、軍隊ヲ一般人士ニ知ラシメヨ

今ヤ軍隊ハ昔ト異ナリ良兵則チ良民ヲ養成スル所ノ國民學校ニシテ入營ハ男子ノ本懐名譽ナルヘシ往々軍隊ヲ別世界ノ如ク考ヘ兵役義務ヲ忌避スル者ナキニアラス慨スヘキ事ナリ

二、入營兵ノ父兄ニ入營兵ノ性癖其家庭ノ状況ヲ隠スハ本人ノ爲不

利益ナルコトヲ知ラシムヘシ

一、世ニハ自己ノ在隊間ニ於ケル叱嘖セラレタルコト困難セシコト

其他有ルコト無キコトヲ吹聴シテ兵役ノ辛ク苦シキコトヲ語リ他人ノ同情、歡心ヲ得ントスル者アリ之レ等ハ大ナル過チニシテ反テ自己ノ不心得不成績ニアリタルコトヲ證明スルト同一ナリ

一、自己ノ町村ヨリ不良兵ヲ出スハ町村並ニ在郷兵ノ耻辱ト心得ヘシ

一、入營者ヲ慰籍スルニハ勇健ナル言語手紙ヲ以テセヨ

一、行軍演習ニ際シ町村吏員ト圓滿ニ意志ヲ疎通シ双方ノ便利ヲ計ルヲ勉ムヘシ

一、富メル父兄カ入營シタル子弟ニ金鏐ヲ送ルハ自己ニ痛痒ナシトスルモ軍隊教育ノ困苦欠乏ニ堪ル精神ニ反スルヲ覺ラシメヨ

- 一、在郷軍人ハ相互會員間ニ於テ緩急相救ヒ新兵ノ入營滿期兵ノ除隊ニ際シテハ最モ質素ニシテ精神的ナル送迎ヲナスコト
- 二、在營者ニハ時々慰問ヲ爲シ其留守宅ノ生計困難ナル者ニ對シテハ適當ナル勞力補助ヲ與フル等ノ手段ヲ取ルヘシ
- 三、怠納稅者、徵兵處分未濟者、犯罪人ヲ出スハ郷黨ノ不名譽ナリ故ニ諸子能ク注意スヘシ

其十四 社會ニ對スル心得

- 一、人間カ安全ニ生活シ得ル所以ノモノハ一ニ全社會全國家則チ衆人ノ恩澤ナリ決シテ一人一家ノミニテハ生活シ能ハサルヘシ故ニ社會ニ對シテ報恩心ナカルヘカラス此心ヲ公共義務ト云ヒ或ハ公德ト云フ則チ國恩ニ報スルトハ是ナリ釋尊ガ四恩ノ一ニ衆生ノ恩ヲ加ヘタルノ理ハ一ニ茲ニ存ス

- 一、國民互ニ公德ヲ重シ公共義務ヲ盡シテ始テ國家社會ノ福利安寧

ヲ保チ得ヘシ
然ルニ他人ノ迷惑ヲ顧ミス法令ニ觸レサレハ何事モ行ヒ、官吏

ノ發見、處罰ナキ間ハ法ヲ犯シ、或ハ證據物ヲ留メサレハ惡事ヲ爲ス者往々之レアリ此等ハ實ニ敗德ニシテ社會ノ害毒者ナリ

一、公德、敗德ノ一二ノ例ヲ舉クレハ左ノ如シ

- 1、汽車、汽船、電車、馬車、寄席等ニ於テ老人、小兒其傍ニアリテ困難スルヲ見テ席ヲ讓リ或ハ之ヲ扶助スルカ如キハ公德ナリ之レニ反シ自分ノ都合好ケレハ人ノ不利、不便ヲ思ハス其間ニ毫モ仁愛、同情ノ心ナキハ敗德ナリ
- 2、堤防ノ土、又ハ路傍ノ土ヲ取リテ自己ノ田ニ投シ或ハ流水ヲ自己ノ田ノミニ引ク如キハ敗德ナリ
- 3、道路又ハ他人ノ田畠將ニ水害ニ懸ラントスル時一塊ノ土石ヲ以テ之ヲ防止シ修理スルハ公德ナリ

- 4、道路カ狭クナリ河水カ止マリ或ハ不潔ナルモ構ハス不用物ヲ道路ニ捨テ河中ニ投スルハ敗德ナリ是レ等ノ行爲ヲ見テ注意シ又之ヲ取り除クハ公德ナリ
 - 5、集會等ノ場合ニ規定、約束ノ時刻ニ遅レテ他人ニ迷惑ヲ掛クルハ敗德ナリ
 - 6、傳染病ヲ蔭蔽シテ他人ニ害ヲ及ホスハ敗德ノ甚シキモノナリ
 - 7、神社佛閣公園ノ制札ヲ無視シ花木ヲ折リ樂書スルモ敗德ナリ
 - 8、煙筒ノ掃除ヲ怠リ煤煙ヲ近所ニ散布スルモ敗德ナリ
 - 9、錢湯ノ湯槽ノ中ニテ身体ヲ洗フカ如キモ敗德ナリ
 - 10、人ヨリ道路ノ方向、住所ヲ尋テラレテ無愛相ノ返事ヲスルカ如キハ敗德ナリ
 - 11、三等切符ヲ持テ二等待合室ニ入り平然タルカ如キモ敗德ナリ
- 一、公共ノ設備、共同事業ニハ各人相應ノ盡力ヲナスハ當然ノ義務

- ナリ是レ決シテ他人ノミノ幸福利益ニアラス自分モ亦其幸福ヲ受クル一人ナリ
- 一、佛語ニ曰ク仁ヲ履ミ慈ヲ行ヒ博ク愛シ衆ヲ濟フハ十一ノ譽アリ曰ク福常ニ身ニ隨フ、臥シテ安ク、惡夢ヲ見ス、天ハ護ル、人ハ愛ス、毒セス、兵セス、水ヲ喪ハス、火ヲ喪ハス、所在利ヲ得、死シテ梵天ニ昇ルト
 - 一、納税ノ義務ヲ怠ル勿レ、納税期ヲ記憶シ家人ニモ知ラシ置ケ以上説ク所ノ精神修養ノ出來上リタルモノハ平時ニ於テ國家ハ如何ニ處置セラル、ヤヲ知ル爲メ左ニ褒章條例摘要ヲ舉ク
- 一、褒章ヲ賜フ種類
- 1、自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者ニ紅綬褒章ヲ賜フ
 - 2、孝子順孫節婦義僕ノ類シテ德行卓絶ナル者ニ綠綬褒章ヲ賜フ
 - 3、實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者ニ綠綬褒章ヲ賜フ

- 4、學術技藝上ノ發明改良著述
 - 5、教育衛生慈善防疫ノ事業
 - 6、學校病院ノ建設
 - 7、道路河渠、堤防、橋梁ノ修築
 - 8、田野ノ開墾、森林ノ栽培
 - 9、水産ノ繁殖農商工業ノ發達
 - 10、公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者
- ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者
- ニ藍綬褒章ヲ賜フ
- 一、奇特ノ實行アリト雖モ褒章ヲ賜フヘキ場合ニ至ラサルモノハ褒狀ヲ與エラル
 - 一、已ニ褒章ヲ賜ハリタルモノ再度以上同様ノ實行アリテ褒章ヲ賜フヘキトキハ其都度飾版一箇ヲ賜與シ其章ノ綬ニ附加セシメ以テ標識セラル
 - 一、褒章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ及徽號トナスヲ得然レモ重罪

ノ刑ニ處セラレタルトキハ之ヲ沒收シ其未タ授與セサル前同上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ之ヲ授與セラレス

一、佩用法、褒章ハ左肋ノ邊ニ佩フヘシ

但シ勳章及從軍記章ヲ有スル者ハ其章ノ左ヘ列帶スヘシ

本章ヲ終ルニ臨ミ尙諸子ニ訓フヘキ事ハ駸々タル宇内文物ノ發達進歩ニ對スル心掛テアル言葉ヲ換テ云ヘハ我國ヲシテ世界ノ進歩ニ遲レシメス又諸子ガ智識ヲ求ムル爲メニ如何ニ心掛クレハ完全ナル我大日本帝國民トナルコトガ出來ルカト言フコトテアル

我カ國ハ古ヘ支那、印度ノ文明ヲ移植シ能ク之レヲ運用シテ文教ヲ興シ風俗ヲ遷シ以テ人智ヲ啓導シタ

カ我國ハ支那、印度ノヨリニナツタノテハナク大和魂ハ依然トシテ大和魂テアツタ是レ即チ支那、印度ノ文明ヲ我國ニ同化シタルモノテアル尙手近キ例ヲ舉ケテ云ヘハ諸子カ牛肉ヲ食テモ諸子ノ頭ニ角ハ生ヘナイ魚ヲ食ヘト諸子ノ身体ニ鱗ハ出來ナイ人參ヲ食ヘト諸子ノ身体ハ赤クハナラヌ只牛肉、魚、人參ハ諸子ノ身体ヲ培養シ諸子ハ其精粹ヲ吸取シ諸子ノ身体ノ發育ヲ助ケタノテアル斯ノ如キヲ稱シテ同化作。用ト云フノテアル故ニ將來宇内文物ノ發達進步ヲ我國ニ採用シ又種々ナル論說ヲ聞クモ熟慮シテ其ノ長ヲ採リ以テ我カ國體ノ精華ト我國民ノ資性ヲ益々發

輝スル滋養分トシナケレハナラヌ決シテ西洋文物ノ爲ニ我國體ノ精華並ニ國民性ヲ損スルコトハ許サヌノテアル
 即チ明治維新ニ當リ 明治天皇天神地祇ヲ祭り五ヶ條ノ御誓文ノ中ニ「智識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スヘシ」ト給ヒ大正元年陸海軍々人ニ賜ハリタル勅諭ノ中ニ「愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精、其本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ」ト給ヒシユトチ感銘シナケレハナラヌ

露光量違いの為重複撮影

この本は、
大正十二年
六月に
出版された
ものである。
その内容は
非常に興味
深いもので
あり、特に
その後半は
非常に重要
なものである。
この本は、
大正十二年
六月に
出版された
ものである。
その内容は
非常に興味
深いもので
あり、特に
その後半は
非常に重要
なものである。

第五章 身體ノ強健

其一、個人衛生ニ關スル注意
其二、公衆衛生ニ關スル注意

第五章 身体ノ强健

一、軍人ノ身体ハ陛下ノ股肱ナリ苟ニモ損フヘカラス
二、軍人ノ身体ニ要求スルコト左圖ノ如シ

